

平成23年3月

第5次 横浜町総合振興計画

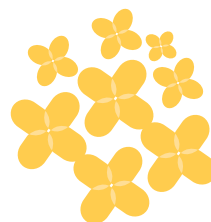


山海の恵み ふれあいの里

横浜町



計画策定にあたって



このたび、横浜町のまちづくりの指針となる「第5次横浜町総合振興計画」を策定いたしました。

この計画は、横浜町総合振興計画審議会、策定委員会、プロジェクトチーム等の皆様からのご意見、ご提案と中・高校生及び町民へのアンケート調査で出された現在の問題点、意見等を踏まえこれから10年先を見据えたまちづくりのための方向性を示すものです。

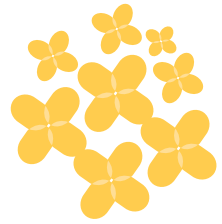
現在、私たちを取り巻く社会経済情勢は、少子高齢化、国際化、情報化の急速な成長と多種多様化しており、町の状況は非常に厳しいものがあります。

こうした状況ではありますが、これからのまちづくりを実践していくための基本理念として「一人ひとりのエネルギーと能力、知恵を重ね合わせていくまちづくり」「横浜町のオリジナリティ（独創性）を伸ばし、生かしていくまちづくり」「人を育み、支え合いながら成長していくまちづくり」の3つを掲げ、「人の輪がつながり、人の和が広がっていく菜の花のまち、よこはま」をキーワードに、創意と工夫を凝らしたまちづくりに取り組んでまいります。

最後に、この計画策定にあたり、貴重なご意見やご指導をいただきました総合振興計画審議会委員の皆様をはじめご協力をいただきました関係各位に対しまして、心から感謝申し上げますとともに、今後ともご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

平成23年3月

横浜町長 野 坂 充



横浜町町民の誓い

私たちは、幸せを求めてたゆまない努力を続けてきた祖先の心をうけつぎ、力を合わせてこの郷土横浜をより美しく豊かな住みよい町にするために次の「誓い」を制定しました。

- (1) 青い海、緑と花を愛します。
- (1) 健康な心と体をつくります。
- (1) 時間ときまりを守ります。
- (1) だれにでも親切にします。
- (1) 常に学ぶことに努めます。

横浜町の花・鳥・木・魚



花「菜の花」



鳥「浜チドリ」



木「つきげやき」



魚「横浜なまこ」

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨	2
第2節 計画の性格及び構成、期間	3
1 計画の性格	3
2 計画の構成	3
3 計画の期間	3
第3節 計画策定にあたって考慮すべき社会の動向	4
1 人口減少、超少子高齢社会の到来	4
2 地球環境問題の進行	4
3 地方経済の低迷	5
4 高度情報化の進展	5
5 国際化の進展	6
6 自立したまちづくりの要請	6
第4節 横浜町の姿	7
1 主要指標	8
2 町民意識の現状 (平成22年度「横浜町まちづくりアンケート」より)	10

第2章 基本構想

第1節 第5次横浜町総合振興計画基本構想の体系図	17
第2節 町の将来像	19
1 基本理念	19
2 町の将来像	20
第3節 基本目標及び施策の大綱	21
基本目標1 学びの輪が育む人づくり (教育、スポーツ、文化)	21
基本目標2 心と身体が和む環境づくり (保健・医療・福祉)	23

基本目標 3	海と大地が調和する自然を生かした 基盤づくり（生活環境）	26
基本目標 4	活力と賑わいの輪のあるまちづくり （産業、賑わいづくり）	27
基本目標 5	町の輪・和の力を生かしたまちづくり （まちづくり、男女共同参画、行財政）	29
第 4 節	土地利用の基本方針	30
第 5 節	重点施策	31
重点施策 1	町の輪・和をつくる人材の育成	31
重点施策 2	心の輪を拡げ、みんなで取組むまちづくり	32
重点施策 3	心和む横浜町の自然の保全と活用	33

第 3 章 基本計画

基本目標 1	学びの輪が育む人づくり	36
基本施策 1	未来に羽ばたく子どもの教育	36
基本施策 2	生涯学習の推進	40
基本施策 3	スポーツ活動の充実	42
基本施策 4	歴史、文化、伝統の継承及び活用	44
基本目標 2	心と身体が和む環境づくり（保健・医療・福祉）	46
基本施策 1	健やかに暮らせるまちづくり	47
基本施策 2	高齢者の暮らしの応援	49
基本施策 3	障害者の暮らしの応援	51
基本施策 4	子ども達が元気に生まれ育つ環境づくり	53
基本施策 5	支え合い、助け合う地域社会づくり	55
基本目標 3	海と大地が調和する 自然を生かした基盤づくり（生活環境）	57
基本施策 1	かけがえのない自然、地球環境の保全	58
基本施策 2	快適な生活空間の形成	61
基本施策 3	道路交通環境の向上	63
基本施策 4	安全・安心が感じられるまちづくり	65
基本施策 5	情報化の推進	67

基本目標 4 未来を拓く活力ある産業を育てよう	69
基本施策 1 農林水産業の振興	70
基本施策 2 商工業の振興	74
基本施策 3 観光業の振興	76
基本施策 4 就労の場の充実	78
基本施策 5 賑わいづくり	80
基本目標 5 町の輪・和の力を生かしたまちづくり (まちづくり、男女共同参画、行財政)	82
基本施策 1 協働のまちづくりの推進	83
基本施策 2 町民一人ひとりの能力や 個性を大切にするまちづくりの推進	85
基本施策 3 自立した行財政運営の推進	87

資料編

第 5 次横浜市総合振興計画策定作業過程	92
横浜市総合振興計画審議会条例	94
横浜市総合振興計画審議会委員	96
横浜市総合振興計画策定委員会規程	97
横浜市総合振興計画策定委員会委員	98
横浜市総合振興計画策定プロジェクトチーム設置要綱	99
横浜市総合振興計画策定プロジェクトチーム	100
第 5 次横浜市総合振興計画「基本構想」(案)について (諮問)	101
第 5 次横浜市総合振興計画「基本構想」(案)について (答申)	102

第5次横浜町総合振興計画

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

第2節 計画の性格及び構成、期間

第3節 計画策定にあたって考慮すべき社会の動向

第4節 横浜の姿

第1節

計画策定の趣旨

本町では、平成13年を初年度とし、平成22年度を目標年度とした「第4次横浜町総合振興計画」を策定し、第3次総合振興計画に引き続き、「21世紀も田舎町づくり」をまちづくりのテーマとして、サブテーマを「^{きょういく}共育のまちづくり」とし、各種施策を推進してきました。

しかし、本町を取り巻く社会環境は、人口減少や少子高齢化の進行、経済の低迷、国・地方の財政悪化、平成の大合併の進展、地球規模での環境問題の深刻化等大きく変化しています。

本町においても、少子高齢化や人口減少が続き、財政的にも厳しい状況が続いており、長期的に安定したまちづくりを進めていくためには、これまで以上に、知恵と工夫を結集させてまちづくりに取り組んでいくことが求められています。

また、地方分権改革が進む中、各自治体においては、「自己決定」、「自己責任」に基づく自立した行政経営が求められおり、町民と行政とが力を合わせ、地域の資源を生かし、創意工夫を重ねながら魅力と活力あるまちづくりを推進し、全国、世界に通用する「確かな地域力」を育てていく必要があります。

そのため、本計画は、これまでのまちづくりの成果を継承・発展させつつ、新たな町政の基本的な方向とそれに基づく施策・事業を体系的に明らかにし、今後10年間にわたる本町の施策・事業を総合的に推進する指針として、また、町民と行政との協働によるまちづくりへの活動指針として策定するものです。



第2節

計画の性格及び構成、期間

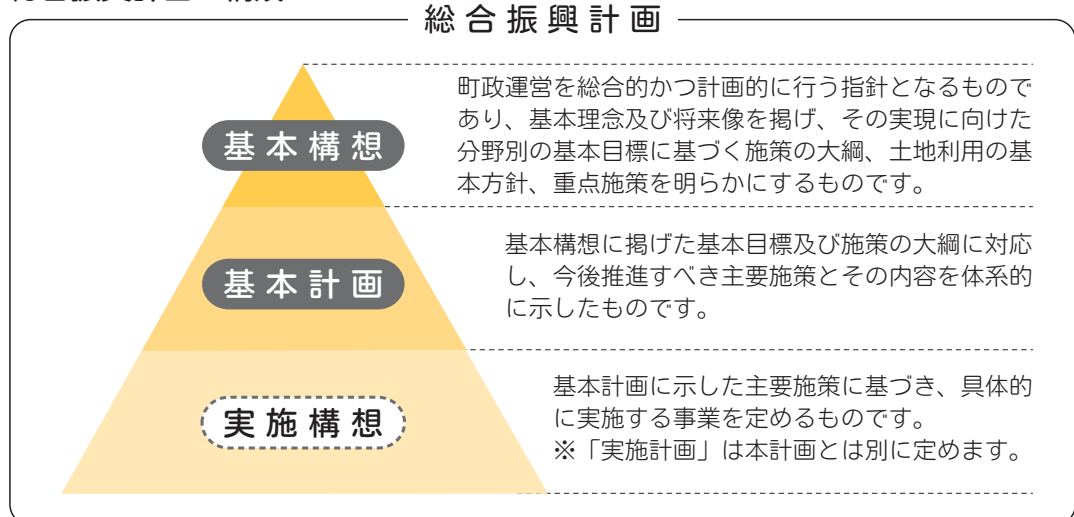
1 計画の性格

この計画は、町が総合的かつ計画的に町政運営を進めるための指針となる最上位計画です。将来、横浜町をどのような町にしていきたいのか、また、そのためにどのような取り組みをしていこうとするのかを、総合的、体系的にとりまとめたものです。そして、町民はもちろん、国や県に対して、まちづくりの基本方針を示すことで、その理解と協力を得ていくためのものです。

2 計画の構成

この計画は、まちづくりの方向性と目標、そして目標を達成するための手法を明確にするため、「基本構想」と「基本計画」により構成します。

総合振興計画の構成



3 計画の期間

この計画は、平成 23 年度を初年度とし、平成 32 年度を目標年度とします。

ただし、基本計画は社会情勢への変化や町の財政状況等により、見直しが必要と認められる場合は、見直しを行うものとします。

第3節

計画策定にあたって考慮すべき社会の動向

1 人口減少、超少子高齢社会の到来

わが国では全国的に少子高齢化が進んでいます。平成17年に合計特殊出生率は過去最低の1.26となり、その後、やや回復傾向にあるものの、将来にわたって人口を維持するために必要な2.08を大きく下回る状況が続いています。高齢化についても、平成19年に21%を超え、超高齢社会となり、今後は団塊の世代が高齢期を迎えることから、さらなる高齢化率の上昇が見込まれています。

少子高齢化の進展は人口減少の大きな要因となり、労働人口の減少や市場規模の縮小、地域社会の活力の低下、社会保障制度の持続可能性の低下など、社会経済に深刻な影響を与えることが懸念されます。

少子高齢化及び人口減少は本町においても重要課題の一つであり、子どもを産み・育てやすい環境づくりや高齢者が健やかに安心して暮らせる環境づくりに取り組むとともに、定住人口や交流人口の拡大、人材育成などにも努めていく必要があります。

2 地球環境問題の進行

経済の拡大に伴い自然環境への負担が増加した結果、地球温暖化や異常気象の発生、廃棄物の増大、資源・エネルギーの枯渇、海洋汚染など、地球規模での環境問題が深刻化しています。

特に地球温暖化は、気象や自然環境から社会、経済とその影響は広範囲に及び、将来的にさらに深刻な問題となることが予想されていることから、2002（平成14）年6月の京都議定書では二酸化炭素やメタンなどの温室効果ガスの削減目標が設定されました。わが国においても、1990（平成2）年比で、2008（平成20）年から2012（平成24）年に6%削減することが義務付けられています。

本町においても地球環境問題を身近な問題として捉え、町民・事業者・行政の協働により、省資源・エネルギーの推進、太陽光発電やバイオディーゼル（BDF）^{※1}などの新エネルギーの活用、廃棄物の減量やリサイクルなど、環境への負荷軽減に向けて取り組み、持続可能な循環型社会、低炭素社会の構築を図っていく必要があります。

3 地方経済の低迷

2008（平成20）年のアメリカ発の世界金融危機は世界経済に大きな打撃を与え、日本経済は未だ不安定な状態が続き、特に地方はその影響は大きく受けており、雇用情勢の悪化や消費活動の低迷などを加速させ、地方経済に追い討ちをかけるものとなっています。

また、わが国の経済は、輸入の拡大、製造業の海外移転、担い手不足、小売商業の大型店化やフランチャイズ化による資本の集中などにより、大都市と地方の経済格差は拡大しています。

本町においても地域経済の低迷が続いているため、地域の特性を生かした産業の振興や雇用の改善、担い手の育成、地産地消の推進、地域社会のビジネスの発掘など、さまざまな角度からの経済対策を図っていくことが重要となっています。

4 高度情報化の進展

ICT（情報通信技術）^{※2}の発展やブロードバンドの普及などにより、情報へのアクセスは時間的・空間的に飛躍し、地球規模で産業活動や社会生活様式が大きく変わりつつあります。今後も産業や社会活動など、さまざまな分野における情報化は一層進展していくものと予想されています。

しかし、その一方で、インターネットを利用したネット犯罪の増加や個人情報の漏洩、情報リテラシー（情報利活用能力）^{※3}、デジタルデバイド（情報格差）^{※4}、コンピュータウィルス等によるサイバー攻撃なども懸念されており、対応策を図っていくことが求められています。

そのため、本町においても、情報化に伴う各種問題への対応策を図りながら、地域の情報発信力の強化や住民福祉の向上、コミュニティの再生など、さまざまな分野における情報化を図っていく必要があります。

※1 バイオディーゼル(BDF)：菜種油・ひまわり油・大豆油・コーン油などの生物由来の油や、各種廃食用油（てんぷら油など）から作られる軽油代替燃料（ディーゼルエンジン用燃料）の総称。近年、地球温暖化対策として注目されている。

※2 ICT（情報通信技術）：情報通信技術のことで、IT（情報技術）に通信（Communication）を加えたもので、海外では、ITよりもICTのほうがよく通る名称となっている。

※3 情報リテラシー：情報を使いこなす能力のこと。大量の情報の中から必要なものを探し出し、課題に即して組み合わせたり加工したりして、意思決定や結果を表現するための基礎的な知識や技能の集合である。

※4 デジタルデバイド：コンピュータをはじめとした各種情報機器を所有しているかないか、また、それらの機器の操作に習熟しているかどうか、それらの機器を使ってインターネットなどの各種情報を取得できる環境があるかどうかなどによって生じる、機会、待遇、貧富などの格差のこと。

5 国際化の進展

輸送手段や情報通信技術などの発展により、人・モノ・情報など、あらゆる分野・領域において国際社会とリアルタイムで結びついています。こうした国際化の進展は、国家間レベルのものから、地域レベル、個人レベルまで広がり、異文化交流の進展や技術の発展につながり、地域づくりにおいてもさまざまな効果をもたらされることが期待されています。

しかしその一方で、国際化の進展は、地球規模での市場経済の発展により厳しい国際競争も生んでいます。また、生活の場においても、言語や慣習、文化の相違から意思疎通が十分に図れずに問題が生じることもあります。

こうした国際化に伴う課題等も踏まえながら、国境を越えた連携・交流が活発化するよう、本町においても国際的な視点を持ったまちづくりを進めることが期待されています。

6 自立したまちづくりの要請

平成12年4月の地方分権一括法の施行、国・地方の税制改革（三位一体の改革）、平成19年4月の地方分権改革推進法の施行などを通じて、国から地方へ権限や財源の移譲が進められ、地方自治体は自らの判断と責任により、地域の実情に沿った行政を展開していく能力が求められています。

さらに、これまでの取り組みを進化させ、地域のことは地域に住む住民が決める「地域主権」の確立を目指した取り組みが進められており、地方自治体においては、自己決定・自己責任の下、住民とともに個性と特色を生かしたまちづくりが期待されています。

一方で、地方自治体では、税制改革による国・県の補助金・交付金の見直しや経済の低迷、少子高齢化、人口減少などにより、厳しい行財政運営が続いています。

こうした状況の中で、町民のニーズに対応し、効率的・効果的な行財政運営を進めていくために、地域づくりの担い手となる人材育成や行政への町民の参加・参画の促進などを進めていく必要があります。

第4節

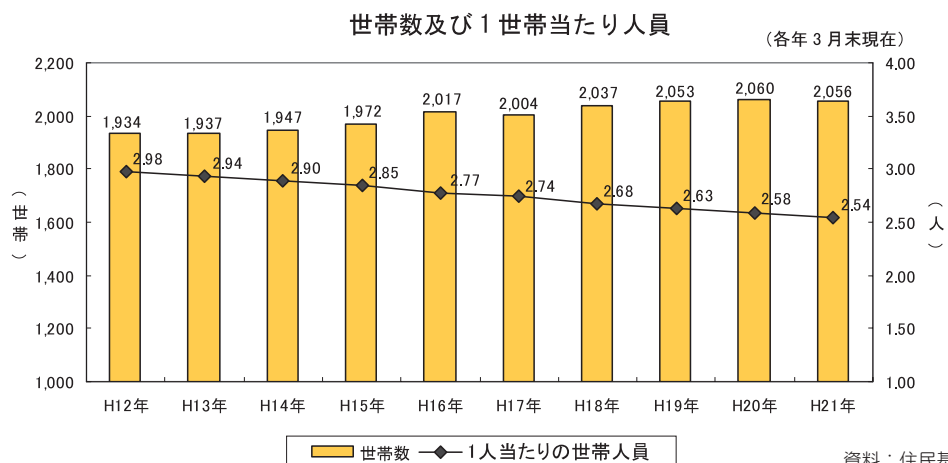
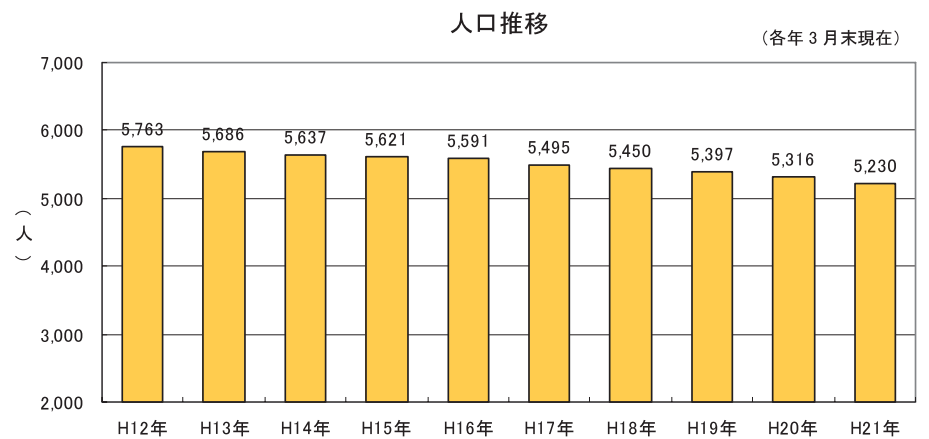
横浜町の姿

1 主要指標

(1) 人口及び世帯数等

本町では、出生率の低下や転出等により人口の減少が続き、平成21年3月末現在、男性2,567人、女性2,663人で、合計すると5,230人となり、平成12年から約9%減少しています。今後も人口の減少が進むことが予想されており、センサス変化率法[※]により推計すると、平成26年には5千人を割り、10年後の平成32年には、4,546人になると考えられます。

世帯数は、平成21年3月末現在2,056世帯で、1世帯当たりの人員は2.54人となっています。人口が減少する中、世帯数は増加傾向にあるため、総人口を世帯数で除した1世帯当たりの世帯人員は減少を続けています。

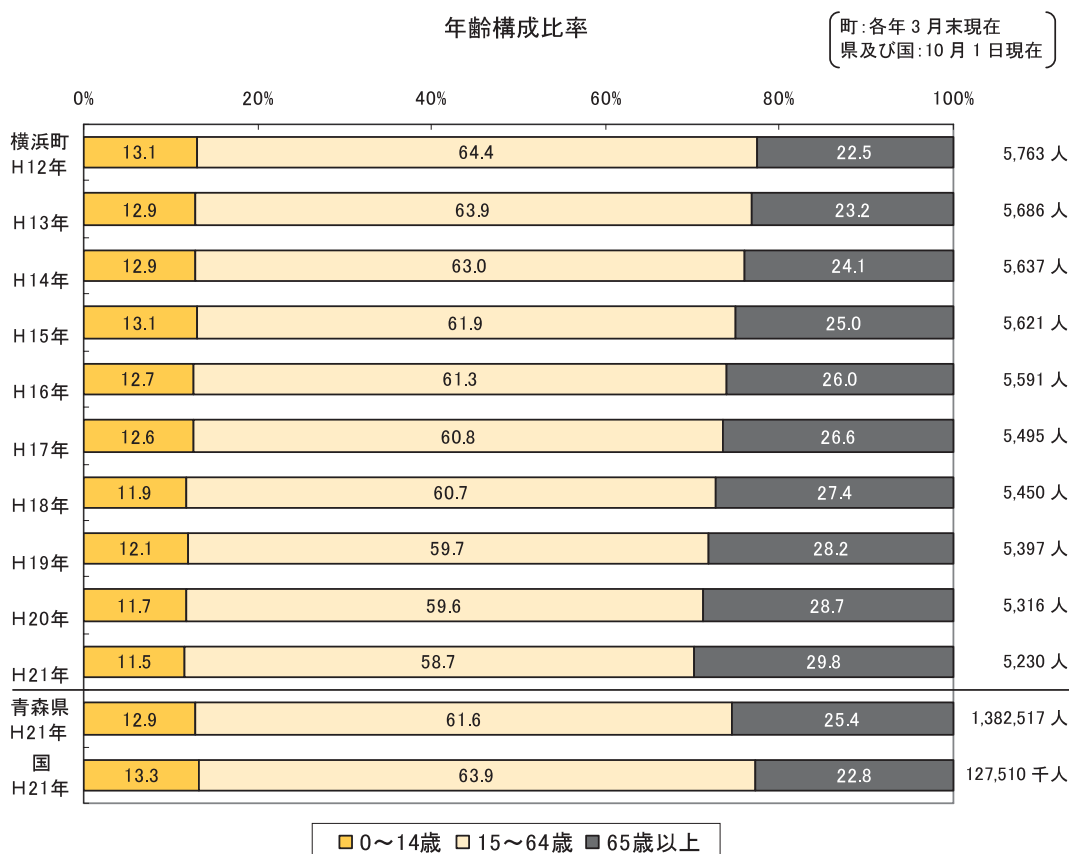


資料：住民基本台帳

(2) 年齢構成

本町の年齢構成は、平成 21 年 3 月末現在、0～14 歳以下の年少人口が 600 人（11.5%）、15～64 歳までの生産年齢人口が 3,073 人（58.7%）、65 歳以上の老年人口が 1,557 人（29.8%）となっています。

平成 12 年の年齢構成比と比較すると、平成 21 年は、0～14 歳が約 2 ポイント、15～64 歳が約 6 ポイント低下しているのに対して、65 歳以上は約 7 ポイント上昇しています。65 歳以上は県及び国の比率と比較しても大きく上回っており、本町の少子高齢化が急速に進行している状況がうかがえます。



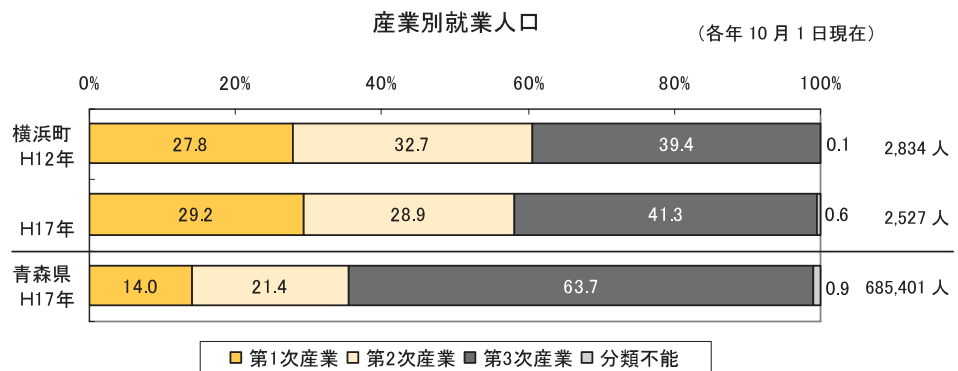
資料：町 住民基本台帳
 県 青森県人口移動統計調査「青森県の推計人口年報」
 国 総務省「人口推計」

※センサス変化率法（コーホート移行率法）：センサス変化率法はコーホート法の推計方法の一つである。コーホート法とは、ある期間に出生した集団毎の時間変化を軸に人口の変化をとらえる方法であり、センサス変化率法は、生存率・移動率を加味しないで男女・年齢別人口を推計する方法。

(3) 産業別人口

平成 17 年国勢調査によると、本町の産業別就業人口は、第 3 次産業が 1,044 人（41.3%）と最も多く、次いで第 1 次産業が 738 人（29.2%）、第 2 次産業が 731 人（28.9%）となり、分類不能を含めると合計で 2,527 人となります。

平成 12 年と比較すると、15 歳以上の就業者数は約 300 人減少しており、中でも第 2 次産業の減少が大きく、200 人近く減少し、比率も約 4 ポイント低下しています。また、第 1 次産業は、全国都道府県の中で最も比率が高いといわれる県の比率（14.0%）よりも 1 割強高くなっています。一方、第 3 次産業の比率は県（63.7%）よりも 2 割強低くなっています。



資料：国勢調査

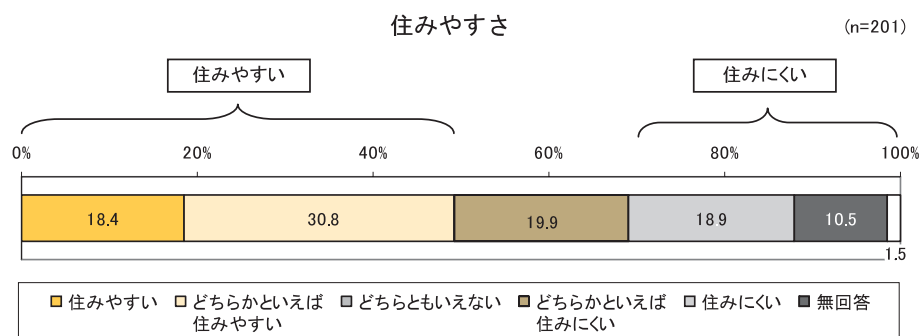


2 町民意識の現状（平成22年度「横浜町まちづくりアンケート」より）

（1）一般住民調査

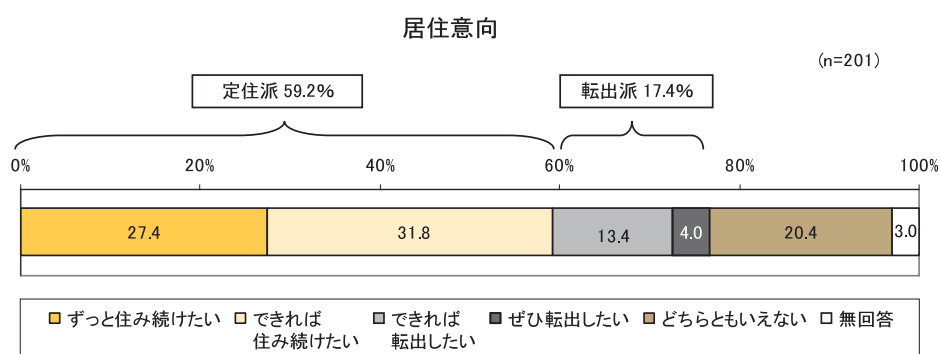
① 住みやすさ

住みやすさについては、住みやすいという評価は49.2%と多いものの5割を割っており、住みにくいという評価は29.4%を占めています。



② 居住意向

「できれば住み続けたい」が31.8%と最も多く、次いで「ずっと住み続けたい」(27.4%)となり、定住意向のある回答者は6割近くを占めています。一方、「できれば転出したい」(13.4%)と「ぜひ転出したい」(4.0%)を合計した転出意向のある回答者は2割近くとなり、「どちらともいえない」は20.4%となっています。年齢別にみると、50歳以上は定住派の比率が特に高くなっています。



③ 各分野の満足度

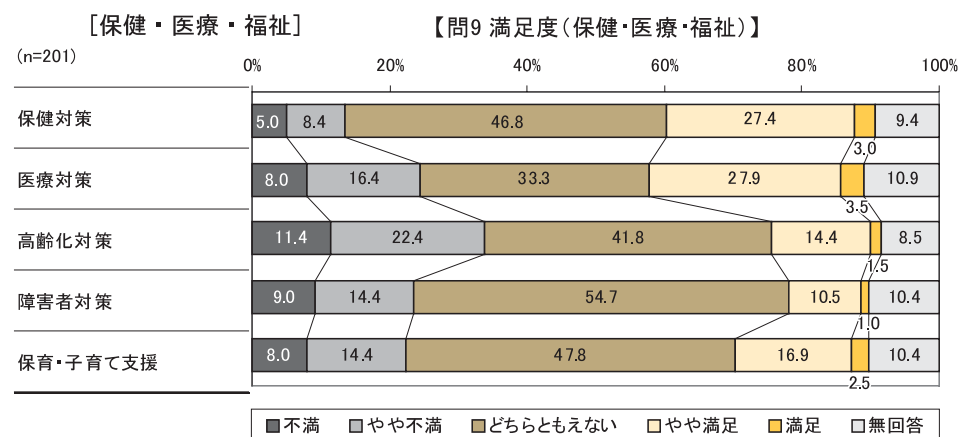
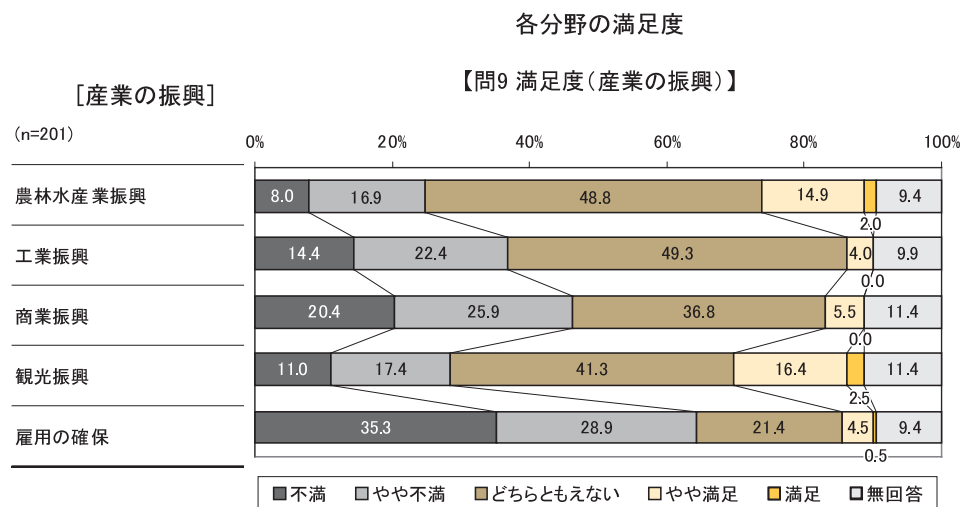
各分野の満足度をみると、産業分野は全体的に低く、各施策の満足度は概ね1割前後となっています。一方、不満度は高く、中でも「雇用の確保」は64.2%を占め、全分野の中でも最も高くなっています。また、「商業振興」及び「工業振興」は不満度が4割前後に上ります。

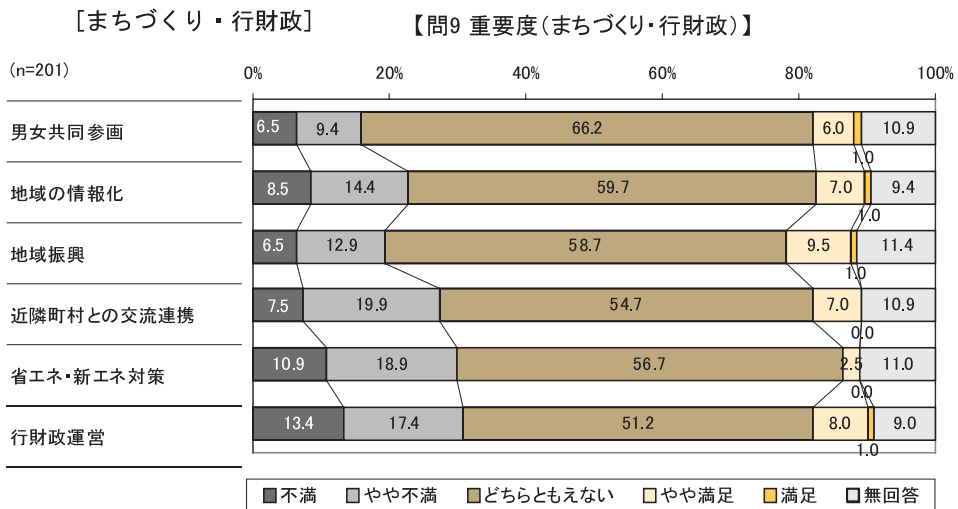
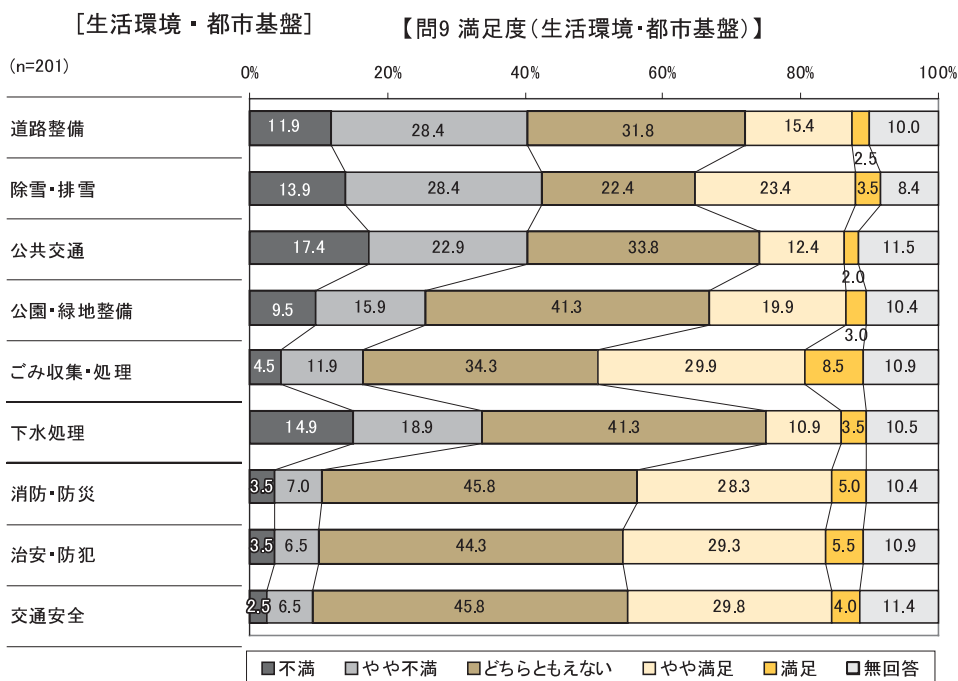
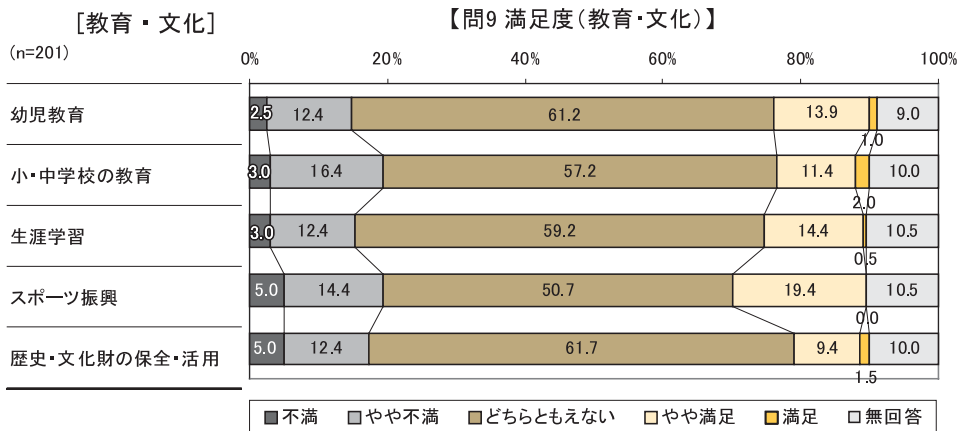
保健・医療・福祉分野では、「保健対策」及び「医療対策」は満足度が3割強を占めていますが、「高齢化対策」は不満度が33.8%と高く、「障害者対策」及び「保育・子育て支援」も2割強となっています。

教育・文化分野は、「どちらともいえない」という評価を保留する回答が過半数を占めていますが、小中学生の子どもがいる回答者は不満度が高くなっています。

生活環境・都市基盤分野は評価が分かれ、「ごみ収集・処理」及び「消防・防災」、「治安・防犯」、「交通安全」は満足度が3割強となっていますが、「除雪・排雪」及び「道路整備」、「公共交通」、「下水処理」は不満度が高く、4割前後となっています。

まちづくり・行財政分野は評価が全体的に厳しく、中でも「行財政運営」は不満度が30.8%と高くなっています。

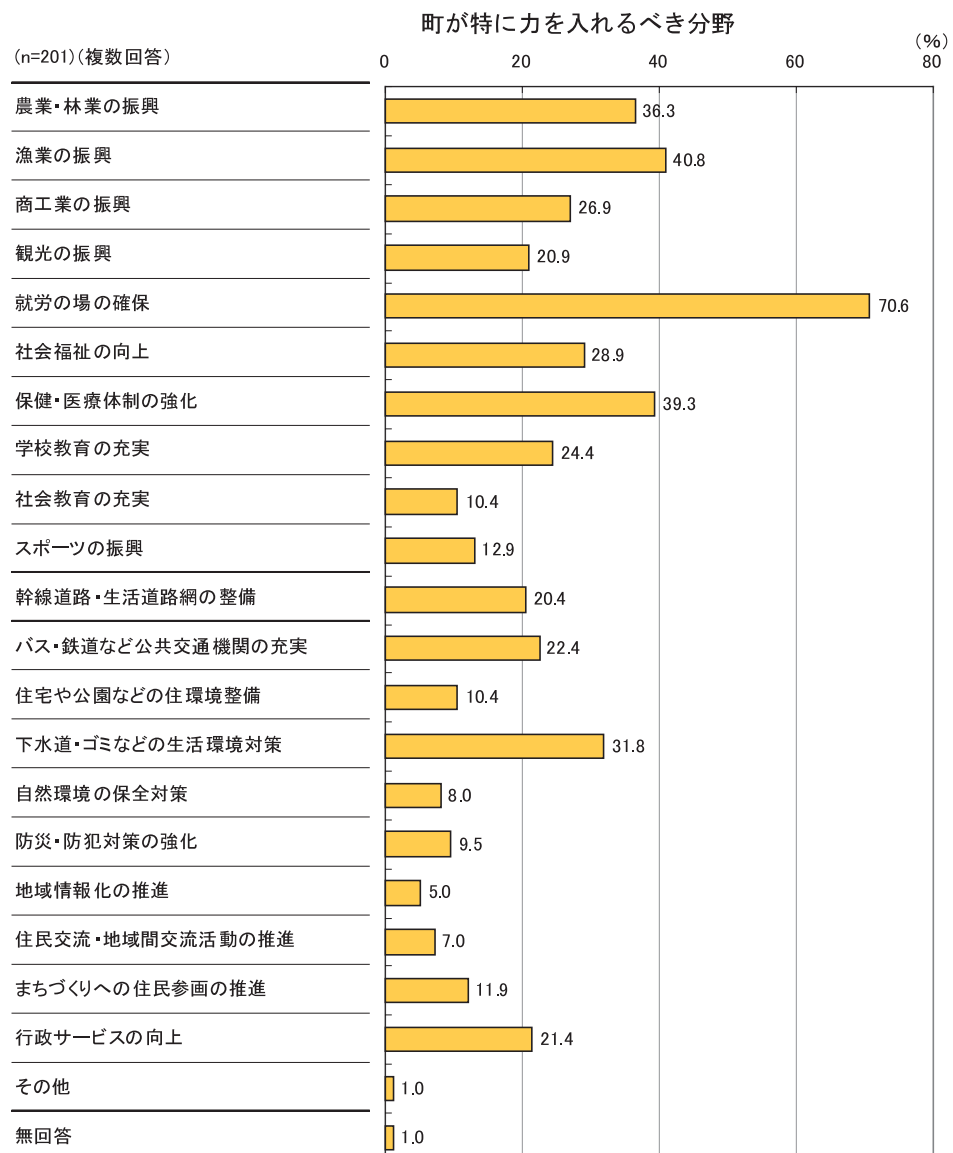




④ 特に力を入れるべき分野

分野別の満足度で最も低かった「就労の場の確保」に回答が集中しており、70.6%に上ります。その他では、「漁業の振興」及び「保健・医療体制の強化」が多く、4割前後となっています。

なお、居住意向別にみると、転出派は「就労の場の確保」の比率が特に高くなっています。

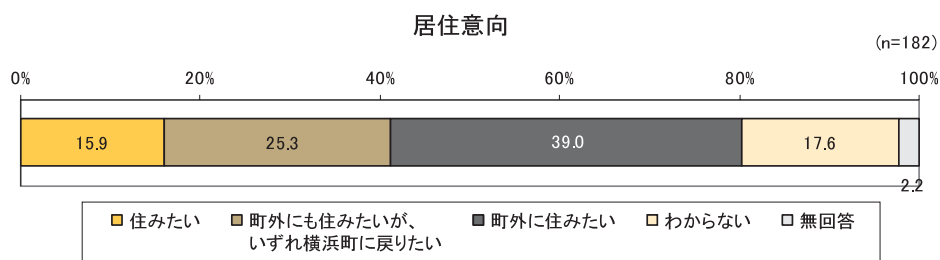


(2) 中高生調査

① 居住意向

「町外に住みたい」が39.0%と最も多く、次いで「町外にも住みたいが、いずれ横浜町に戻りたい」が25.3%、「住みたい」は15.9%にとどまっています。

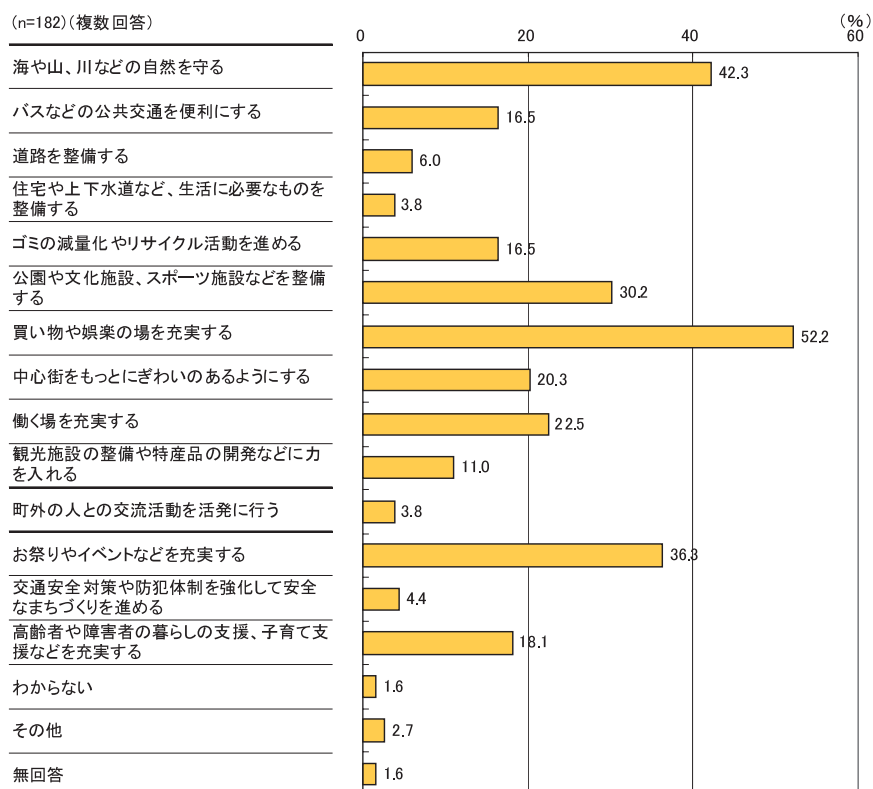
なお、中高生別にみると、高校生は「町外に住みたい」比率が高く、半数近くを占めています。



② まちづくりを進めていく上で取り組むべきこと

「買い物や娯楽の場を充実する」が52.2%と最も多く、以下、「海や山、川などの自然を守る」(42.3%)、「お祭りやイベントなどを充実する」(36.3%)、「公園や文化施設、スポーツ施設などを整備する」(30.2%)と続いています。

なお、高校生は、「買い物や娯楽の場を充実する」が最も多く、次いで「働く場を充実する」となっています。



第5次横浜町総合振興計画

第2章 基本構想

第1節 第5次横浜町総合振興計画基本構想の体系図

第2節 町の将来像

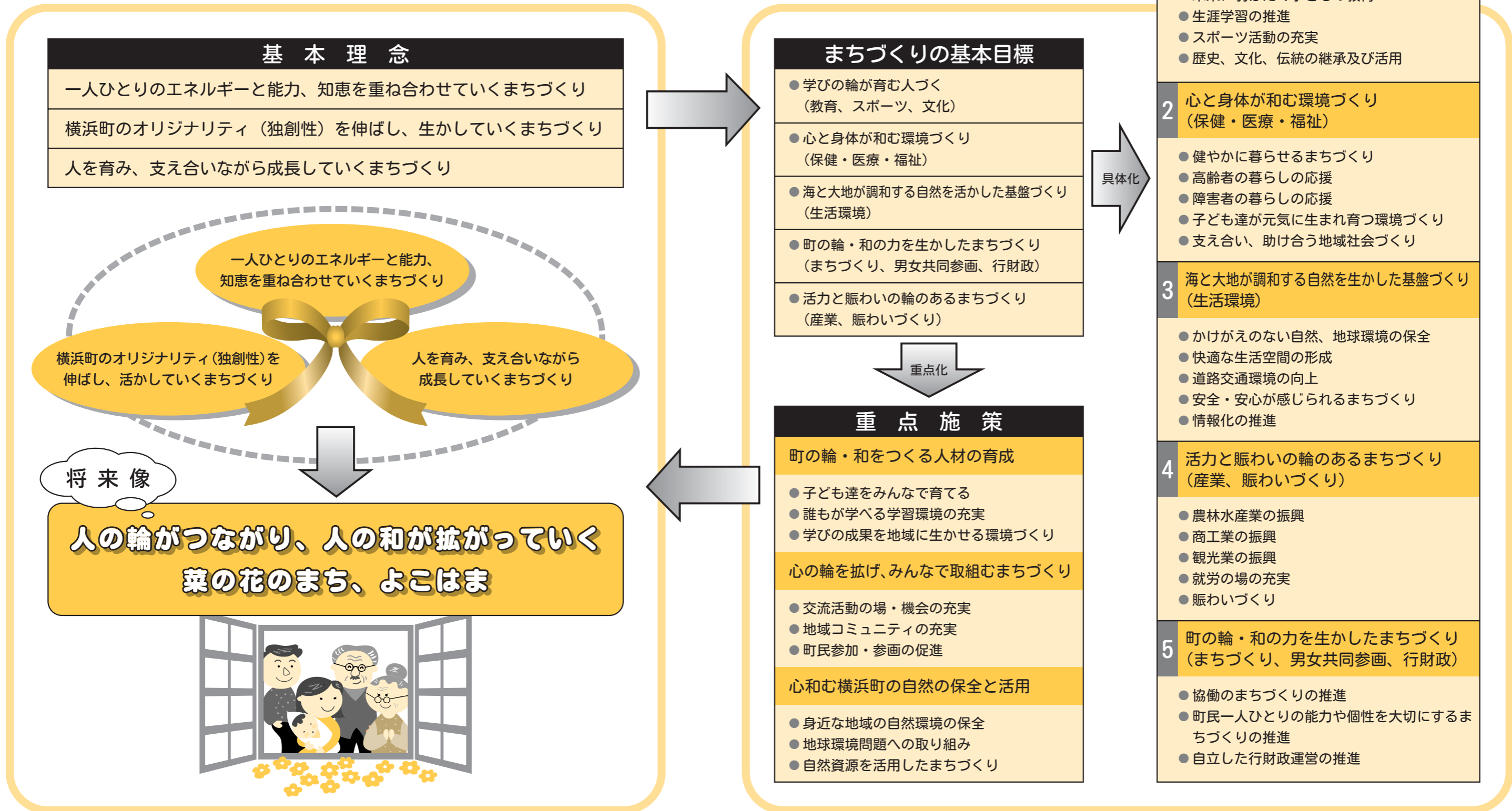
第3節 基本目標及び施策の大綱

第4節 土地利用の基本方針

第5節 重点施策

第1節

第5次横浜町総合振興計画 基本構想の体系図



第2節

町の将来像

1 基本理念

これからの10年間、まちづくりを推進していく上での活動指針となる基本理念を次のとおり定めます。

一人ひとりのエネルギーと能力、智恵を重ね合わせていくまちづくり

本町には、多様な技術や技能、知識を持った町民が暮らしており、一人ひとりさまざまな思いや信念を持ちながら家庭や職場、地域社会において活躍しています。こうした町民のエネルギーや知恵を生かしていけるように、町民同士の連携を深めるとともに、町民の主体的・自主的なまちづくり活動への参画を促し、横浜町らしい協働のまちづくりを進めていきます。

横浜町のオリジナリティ（独創性）を伸ばし、活かしていくまちづくり

菜の花畑や陸奥湾など、本町は豊かな自然資源を有しており、町の歴史や文化、産業の発展、町の知名度の向上にも寄与しています。そして、これらの自然資源は、町民の創造力や感性、活力の源泉ともなっており、これからのまちづくりにおいても要となるものです。横浜町という小さな町がそのオリジナリティ（独創性）を評価され、全国的に認知されるように、横浜町が有する自然資源を生かしながら、新たな歴史や文化の創出、第1次産業を主体とした産業の振興などを図り、持続的な成長が可能な「確かな地域力」のあるまちづくりを進めていきます。

人を育み、支え合いながら成長していくまちづくり

人づくりはまちづくりを進める上で、最も重要な基盤となるものであり、横浜町の未来を築いていく上でも、年齢や性別に関係なく、全ての町民がまちづくりに参加していくことが大切です。そのためには、町民一人ひとりが持つ個性や能力を伸ばしていけるように町が人を育て、そして、人が町を育ていけるような、人の成長とともに町が成長していくまちづくりを進めていきます。

2 町の将来像

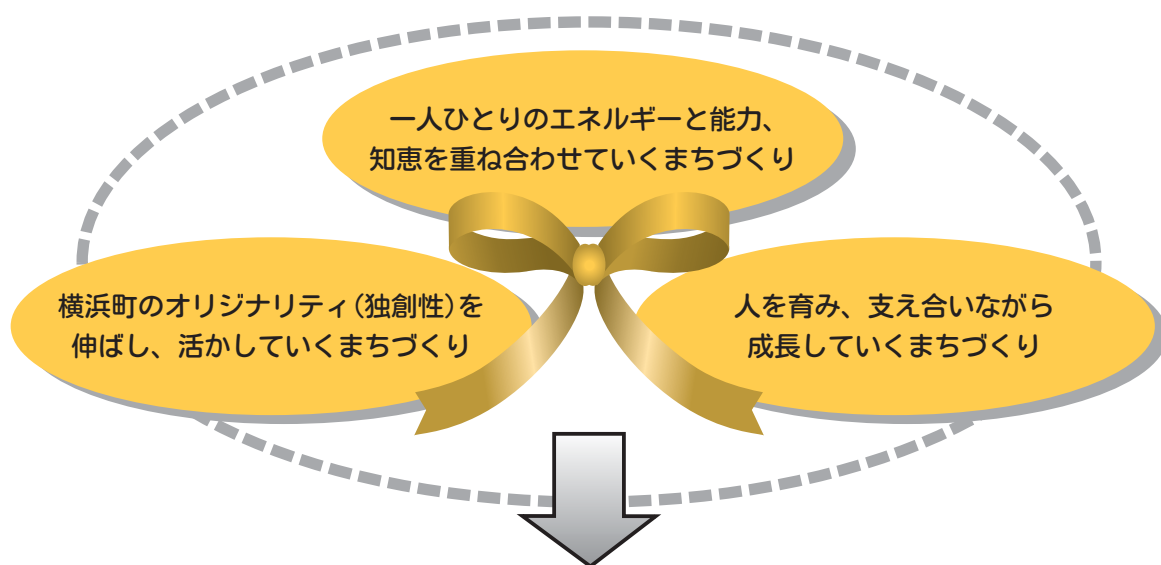
少子高齢化や人口減少、経済の低迷や環境問題など、今日の社会は多くの課題を抱えています。こうした時代の潮流の中で、町民が町を愛し、誇りを持ちながら、横浜町のシンボルである菜の花のイメージのように、明るく元気いっぱいに暮らせる社会を築いていくには、町民と行政とが共通の町の将来像を持ちながらまちづくりに取り組んでいく必要があります。

そこで、本計画では、第4次横浜町総合振興計画で築き上げたまちづくりの成果をさらに発展させていくため、新しい町の将来像を「**人の輪がつながり、人の和が広がっていく菜の花のまち、よこはま**」と定めます。

この将来像の「人の輪がつながり」は、町民と行政との協働も含めた町民同士のつながりであり絆で、さまざまな個性や能力を持った町民が協力し合い心の輪がつながっていく姿を現しています。

また、「人の和が広がっていく」は、町民同士の心の輪がつながり、支え合いながら暮らしていくことで互いに和し、その和する心が広がり、町民が朗らかにいきいきと豊かに生活している姿を現しています。

このように本計画は、町民同士あるいは町民と行政との対話や交流を大切にし、互いに協力し、絆を深めながら、町民一人ひとりの力がまちづくりに生かされ、町民が朗らかにいきいきと暮らしている姿を町の将来像とし、その実現を目指していきます。



第3節

基本目標及び施策の大綱

基本目標 1 学びの輪が育む人づくり(教育、スポーツ、文化)

人づくりはまちづくりの基本として、町民一人ひとりの個性や能力を伸ばしていけるように、教育やスポーツ、芸術文化活動も含めて、学校教育や生涯学習など、生涯を通じた学びの環境の充実を図ります。そして、学びの成果が子どもの育成や地域づくりなど地域に還元されるように、まちづくりと連動した取り組みを推進します。

基本施策 1 未来に羽ばたく子どもの教育

児童生徒数が減少する中、子ども達がより良い教育環境の中で心身ともにたくましく健やかに成長していくように、学校、家庭、地域が連携し、就学前教育を含む学校教育の充実を目指します。

そのため、町民の子どもの教育に関する関心、理解が高まるように、学校や生涯学習などを通じて家庭や地域の教育力の向上を図ります。また、学校教育のより一層の向上に努めるとともに、地域の歴史や文化、自然について学ぶ体験学習や子どもの夢を育むキャリア教育、主体的に学ぶ習慣を身に付ける家庭学習の充実などに努めます。さらに、少子化や人口流出が続く中、学校がより効果的な学びの場となるように総合的な教育環境の整備について検討していきます。

基本施策 2 生涯学習の推進

生活様式や価値観の多様化、情報化や国際化の進展、産業構造や雇用形態の変化等により、町民の学習ニーズも多種多様化する中、楽しむ、高める、生かすへ向けた学べる環境を目標として、学ぶ喜びを分かち合い、地域に生かしていける生涯学習社会の実現を目指します。

そのため、県や高等教育の支援を得ながら、町民の学習ニーズに応じた多様な分野やレベルに対応しうる社会教育の充実を図るとともに、指導者の確保・養成、学習メニューや施設など各種情報の整理に努めます。また、町民の自主的な学習活動の促進や学びの成果を生かせる場・機会の充実などに努めます。

基本施策 3 スポーツ活動の充実

スポーツ・レクリエーションは、町民の健康保持・増進とともに、地域住民同士の交流・ふれあいの場ともなるため、町民が生涯にわたってスポーツ・レクリエーション活動に取り組めるまちづくりを目指します。

そのため、スポーツをする気運の醸成を図るとともに、指導者の確保及び養成やニュースポーツへの取り組み、スポーツフェスティバルの効果的な開催等に努めます。また、町民がいつでも、どこでも、安全・安心にスポーツ活動等に取り組めるように、施設の有効活用及び計画的な整備を図ります。

基本施策 4 歴史、文化、伝統の継承及び活用

本町には有形、無形の文化遺産が数々あり、これらは町の歴史の源流となるものであるため、先人が築いたこれらの文化遺産について知識を深めながら後世へ伝え残し、歴史や文化、伝統を大切にするまちづくりを目指します。

そのため、史跡や文化財の保護・保存、整備に努めていくとともに、新たな町の歴史の創造の源となるように、文化財資料の公開及び活用を図ります。また、伝統芸能の技術の継承や後継者の育成を継続的に取り組んでいきます。



基本目標 2 心と身体が和む環境づくり（保健・医療・福祉）

町民が生涯にわたって心身ともに健やかに暮らしていけるように、保健・医療・福祉の連携はもちろん、教育分野などとも連携し、健康づくりや介護予防の充実などに取り組みます。また、高齢者や障害者が安心して暮らせ、子どもを安心して育てることができる社会となるように、地域住民の協力を得ながら、保健福祉サービスの充実や住民同士による支え合い、助け合いが豊かな地域福祉活動の活発なまちづくりを進めます。

基本施策 1 健やかに暮らせるまちづくり

高齢化の進行や疾病構造が変化する中、町民が生涯にわたって健康に暮らしていけるように、疾病の予防、早期発見から治療に至るまで、保健・医療・福祉が連携して取り組み、誰もが心身ともに健やかに暮らせるまちづくりを目指します。

そのため、子どもの頃から健康に対する意識が高まるように、家庭や学校、事業所、地域等と連携を保ちながら、食事や運動、睡眠等の望ましい生活習慣の定着に努め、町民の主体的な健康づくりを支援します。また、医師会や消防の救急業務などと連携を図りながら、安定的な地域医療のあり方を検討していきます。

基本施策 2 高齢者の暮らしの応援

高齢者の増加が今後も見込まれる中、生活に不安を感じている高齢者も多くいるため、社会の発展に長年寄与してきた高齢者が、住みなれた地域で安心して暮らせるように、社会全体で応援する環境づくりを目指します。

そのため、関係機関・団体や地域住民等の協力を得ながら、保健福祉サービスの充実に努めるとともに、高齢者の健康づくりや介護予防、生きがいづくり、社会参加を促進します。また、介護や支援が必要な状態になっても、住みなれた地域や家庭で安心して暮らせる施策の充実を図ります。

基本施策 3 障害者の暮らしの応援

障害者が持てる能力を十分に発揮し、ノーマライゼーション[※]の理念に基づき誰もが普通に暮らせる社会の実現を目指します。

そのため、日常生活の自立支援や就労支援、地域社会への参加促進を図るとともに、物心両面にわたるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化に努めます。

※ノーマライゼーション：障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

基本施策 4 子ども達が元気に生まれ育つ環境づくり

少子化問題は本町の重要課題の一つであるため、安心して子どもを産み、育てられる環境づくりを目指します。

そのため、子育てに関する相談・支援体制や保育サービス、母子保健事業、ひとり親対策の充実化とともに、男女がともに子育てに積極的に参画できる社会環境づくりや地域の子育て支援機能の強化に努めます。また、若者が結婚や出産に前向きに考えられるような社会環境づくりに努めます。

基本施策 5 支え合い、助け合う地域社会づくり

少子高齢化や核家族化など社会環境の変化に伴い、地域社会における相互扶助機能の弱体化などが指摘される中、地域住民が互いに支え合い、助け合いが活発に行われる地域福祉活動の活発なまちづくりを目指します。

そのため、関係機関・団体と連携を図りながら町民の福祉意識の醸成に努めるとともに、ボランティア等の人材の育成や活動支援、各種福祉団体間の連絡調整機能の構築、町民の自主的な活動を促進する体制づくりなどに努めます。



基本目標 3 海と大地が調和する自然を生かした基盤づくり（生活環境）

菜の花畑や陸奥湾など本町の美しく豊かな自然環境は、町の発展を図る上でも貴重な資源であるため保全に努めるとともに、自然環境は本町の問題だけでなく、地球全体の問題であることを踏まえて、地域からの取り組みとして地球環境の保全活動の活発化を図ります。

また、人口減少が進む本町では、定住促進は重要課題の一つであるため、町営住宅の整備や計画的な土地利用の推進、公園対策、上水道の整備、汚水処理対策の推進、交通体系の充実、情報通信体制の整備、防災・防犯対策の充実など生活環境の向上に努めます。

基本施策 1 かけがえのない自然、地球環境の保全

環境問題が地球規模で広がる中、自然環境が豊かな本町においても、都市化の進行により、これらの自然に影響が少なからず現れているため、町一体となって自然、地球環境の保全に取り組むまちづくりを目指します。

そのため、町民の環境問題への意識の啓発、バイオディーゼル（BDF）など自然エネルギーの有効活用や3R[※]の推進などにより、環境負荷の少ない持続的発展が可能なまちづくりを進めます。また、乱開発の防止や河川などの水質の保全、森林整備、海岸の漂着物の処理、町内の清掃活動の促進、自然景観の保全など、町民とともに本町の自然環境の保全、回復に努めます。

基本施策 2 快適な生活空間の形成

人口減少が続く本町では、住宅対策をはじめとする快適な生活空間づくりは、定住促進にもつながる重要な施策の一つであるため、豊かな自然環境を生かしながら、社会状況の変化や地域の特性に応じた快適な生活空間の形成を目指します。

そのため、若年層やファミリー層、高齢者など、多様な世代やライフステージに応じた快適な住環境の形成や、計画的な土地利用の推進、公園の整備、水道施設の整備、合併処理浄化槽による汚水処理対策の推進など、町民の意向や費用対効果などを踏まえながら取り組んでいきます。

※3R：「1. Reduce：リデュース（ごみの発生抑制）」、「2. Reuse：リユース（再使用）」、「3. Recycle：リサイクル（ごみの再資源化）」の頭文字をとったもので、ごみを減らし、循環型社会を構築していくためのキーワードであり、1から3の優先順位で廃棄物の削減に努めるのがよいという考え方を示している。

基本施策 3 道路交通環境の向上

道路交通網の充実、生活の利便性や産業の活性化、救急や災害など緊急時の対応を図る上で重要なため、円滑かつ安全に移動できる道路交通環境の向上に努めるとともに、高齢者等の移動支援も踏まえて交通手段の提供体制の充実を目指します。

そのため、町民の生活や産業への影響などを考慮し、国道・県道の整備の働きかけなどを行うとともに、円滑な交通の確保や交通安全、景観、防災などに配慮しながら町道の計画的な整備を推進します。また、鉄道やバスなどの運送事業者、町民、行政が協力し、公共交通の維持・確保を地域全体の課題として共有ながら、町民の公共交通手段の確保に努めます。

基本施策 4 安全・安心が感じられるまちづくり

地震や台風、集中豪雨など大規模災害が全国的に頻発しています。また、近年は社会構造の変化や都市化の進展により、地方においても犯罪被害などの増加が懸念されているため、町一体となって、確かな安全・安心が感じられるまちづくりを目指します。

そのため、消防防災については、災害時に備えた避難・救助の体制整備や自主防災組織の育成、防災施設・設備の整備などを図るとともに、町民の防災・防火意識の啓発に努めます。防犯面については、防犯意識の啓発や被害の防止に向けた情報の提供、相談体制の充実を図るとともに、消費者保護の推進などにも努めます。交通安全については、国道・県道・町道における交通安全施設の整備や交通安全の普及に努めます。

基本施策 5 情報化の推進

情報通信技術（ICT）の進展は、住民生活や産業経済などさまざまな場面においてその利便性を公平に享受できる手段として期待が高まっているため、情報化時代に対応したまちづくりを目指します。

そのため、情報通信基盤の整備を進め、行政サービスの向上や行政事務の効率化を図るとともに、町民誰もが情報化の利便性を享受できるように、情報学習の推進や情報リテラシー（情報活用能力）の涵養、デジタルデバイド（情報格差）の解消を図ります。

基本目標 4 活力と賑わいの輪のあるまちづくり（産業、賑わいづくり）

町の活性化を図り、自立したまちづくりを推進するため、関係機関や団体等と連携しながら、農林水産業や商業、工業、観光業の各分野の交流の活発化を図り、地場産品の高付加価値化や販売促進活動の強化など、地域の特性を生かした産業活動の活性化に努めます。

また、町の魅力を町内外に発信していくとともに、人、物、情報、そして心の交流の活発化を図るために、地域の祭りやイベントを効果的に開催し、活力と賑わいのあるまちづくりを進めます。

基本施策 1 農林水産業の振興

近年、第1次産業を取り巻く環境は、海外からの安価な農林水産物の輸入や産地間競争の激化、消費・流通構造の変化など厳しい状況にあり、担い手不足の問題も深刻化していますが、本町は第1次産業を主体として発展してきた町であり、農業兼漁業が多いという特色や豊かな自然環境を生かして、今後も農林水産業の振興を目指します。

そのため、関係機関・団体と連携を図りながら、農林水産業の連携を深め、生産基盤の整備、農林水産物の高付加価値化の研究や開発、販路の拡大、地産地消の推進などに努めます。また、本町の農林水産業が魅力ある就労先となるように、就労環境の向上や経営体質の強化などの取り組みを積極的に促進し、持続性の高い農林水産業の振興を図ります。

基本施策 2 商工業の振興

景気の低迷や消費者ニーズの多様化、近隣地域における大型店舗の進出による購買力の流出など、本町の商工業をめぐる環境は厳しさを増していますが、その一方で、高齢化の進行による買い物弱者や商店街の空洞化への対応、雇用の場の充実などが求められるため、地域の特性を生かした商工業の振興を目指します。

そのため、関係機関・団体と連携を図りながら、商店街の活性化や経営体質の改善、技術力や企画・開発力の向上、人材の育成、農林水産物を原材料とした資源活用型企業の立地・育成などを図ります。また、他の産業との交流促進により産業間の連携を強化し、総合的・複合的な取り組みを推進します。

基本施策 3 観光業の振興

観光は地域経済への効果はもちろん、町内外の人々との交流を促進する効果があり、地域の賑わいや活気づくりにも結びつくため、菜の花をはじめとする町の多様な地域資源と結びつけながら、観光業の振興を目指します。

そのため、菜の花畑をはじめ本町の自然環境や産業を活用した農山漁村体験の推進、郷

土色豊かな料理や土産品など横浜町ブランドの開発、各種メディアを活用した宣伝活動などに取り組みます。また、町域を超えた行政や民間事業者等の広範な連携による広域観光の充実、観光客に対する町一体となったもてなしの向上などを図ります。

基本施策 4 就労の場の充実

雇用問題は、住民生活や町財政の安定化、また、治安対策にもつながる重要な課題であり、アンケート調査でも、就労の場の確保に対する町民ニーズは最も高いため、雇用の確保と就労環境の向上を図り、町民がいきいきと働くまちづくりを目指します。

そのため、国、県や近隣市町村と連携した雇用の創出や雇用情報の積極的な提供、農林水産業や商業など後継者の不足する職種と連携した取り組み、福利厚生などの労働環境の整備を図ります。また、地域資源を生かした新しい産業創出や起業家の育成、コミュニティビジネスなど新規起業への支援などに努めます。

基本施策 5 賑わいづくり

人々との交流は、地域の賑わいや町の新たな魅力の発見や町の弱みを認識するきっかけになるとともに、新たな視点に立ったまちづくりを推進する上でも重要なため、交流活動の活発な賑わいのあるまちづくりを目指します。

そのため、各種イベントの効果的な開催や、広域市町村との交流事業の推進、地域資源を活用した体験型観光の推進、情報通信技術を活用した国内外への情報発信に努めるなど、交流の活発化を図ります。



基本目標 5 町の輪・和の力を生かしたまちづくり（まちづくり、男女共同参画、行財政）

町民の積極的なまちづくりへの参画を促し、町民と行政との協働のまちづくりを進めます。また、限られた財源の中で増加・多様化する町民のニーズに対応するため、組織機構や事務事業の見直しなどを図るとともに、経常経費の削減、財源の重点的な配分、安定した自主財源の確保など、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

基本施策 1 協働のまちづくりの推進

町民と行政とがお互いの役割を認識した上で、町民一人ひとりが主体的に多様な活動に参画し、相互に連携しながら地域の力を結集させた協働のまちづくりを目指します。

そのため、広報・広聴活動の充実や町民が気軽に参加・参画できる仕組みづくりなど、町民がまちづくりを身近に感じられるような環境整備を図ります。また、地域活動や環境、福祉、防災など町民の自主的な活動の育成や支援を行うとともに、各団体・グループの連携、ネットワーク化を図ります。

基本施策 2 町民一人ひとりの能力や個性を大切にすまちづくりの推進

社会のあらゆる分野において、性別にとらわれることなく、町民一人ひとりがその個性や能力をお互いに尊重し合い、発揮することができるまちづくりを目指します。

そのため、人権尊重の意識の向上を図るとともに、男女の固定的な役割分担意識の是正やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）[※]の実現に向けた社会的条件の整備などに努めます。

基本施策 3 自立した行財政運営の推進

町民の暮らしの満足度の向上を図るため、行政サービスの向上や施策の実効性を高め、効率的・効果的な行財政運営を目指します。

そのため、行政組織や事務事業の見直し、職員の資質の向上、民間活力の導入などを図るとともに、経常経費の削減、財源の重点配分、安定した財源の確保などに努め、健全な行財政運営を推進します。また、広域的な行政需要に対応するため、さまざまな分野での連携を進め、広域事業の拡充及び既存の広域事業の効率化に努めます。さらに、今後の広域事業のあり方を検討していく中で、市町村合併についても町民の意向を尊重しながら十分な検討を行います。

※ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）：国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できることを指す。

第4節

土地利用の基本方針

町全体の発展を目指し、本町を取り巻く社会情勢や地域特性、歴史的経緯を踏まえつつ、機能的で利便性に富んだ生活環境を創出するため、有効かつ効率的な土地利用を図ります。

(1) 生活機能集中ゾーン

行政機能や保健・福祉・医療機能、商業機能、文化教育機能などが集積する中心市街地を、「生活機能集中ゾーン」と位置づけ、コンパクトに町の機能を集中させ、商業と地域経済の活性化を強化する魅力ある土地利用を進めます。また、都市基盤を支える機能の充実・強化を図ります。

(2) 居住ゾーン

中心市街地及びその周辺部を「居住ゾーン」と位置づけ、宅地の無秩序な開発を避け、U・Iターン者や若者の定住促進につながるように、良好な居住環境の創出・保全を図ります。

(3) 漁港ゾーン

横浜漁港、鶏沢漁港、源氏ヶ浦漁港、百目木漁港は本町の重要産業である水産業の拠点であるため、この漁港の周辺を「漁港ゾーン」と位置づけ、漁港漁場の整備や漁村環境の向上を図ります。

(4) 観光・レクリエーションゾーン

砂浜海岸や大豆田の自然苑周辺、三保野公園を「観光・レクリエーションゾーン」と位置づけ、豊かな自然環境を生かした観光・レクリエーションの場として、町内外の人々が活用し、交流できるように図ります。

(5) 工業ゾーン

林尻、雲雀平地域を「工業ゾーン」と位置づけ、自然環境や隣接地域の景観等の調和を図りながら、企業活動の展開を促進する整備を図ります。

(6) 田園環境保全ゾーン

農地や山林については、「田園環境保全ゾーン」と位置づけます。農地については、農業生産基盤の整備や遊休地の有効利用を進めるとともに、集落ごとの個性を生かした生活環境、歴史文化環境の整備を図ります。また、本町のシンボルでもある菜の花畑の保全に努めます。

第5節

重点施策

重点施策は、施策の大綱で示したまちづくりの将来像を実現するために、計画期間中に重点的かつ総合的に取り組むべき事業とします。

重点施策

1 町の輪・和をつくる人材の育成

町の輪をしなやかで強く、そして大きくしていくために、また、人の心を和ませるまちづくりに取り組んでいくため、町民の個性や能力を伸ばし、町民一人ひとりの可能性を開花させ、その成果をまちづくりに生かしていける人材育成の仕組みづくりを進めます。

(1) 子ども達をみんなで育てる

子ども達の限りない可能性を伸ばし、将来、社会で活躍していけるように、学校、家庭、地域が連携し、子育てで支援や子どもの成長段階に応じた一貫性のある教育体制を地域ぐるみで整備します。

- 学校の教育力の充実
- 就学前教育の充実
- 家庭教育の充実
- 子育て支援センターの整備
- 地域の教育力の強化
- 子育てサークルの設立
- 地域学習の充実
- 地域住民と子どもとのふれあいの場・機会の充実
- 幼稚園、保育所、小学校、中学校の連携強化

(2) 誰もが学べる学習環境の充実

町民が生涯にわたって学び合い、高め合いながら共に暮らしていけるような学習環境を整備します。

- 学習メニューの充実
- 施設の整備及び有効活用
- インターネット等の活用
- 地元指導者の確保・養成
- 各種団体・グループの育成・支援
- 生涯学習に関わるデータバンク作成
- 生涯学習啓発事業
- 県や高等教育等との連携強化

(3) 学びの成果を地域に生かせる環境づくり

町民一人ひとりの貴重な知恵や力を地域に生かしていけるように、生涯学習を通じて主体的に地域づくりに関われる環境づくりに取り組みます。

- 地域生活に密着した学習講座の充実
- 地域活動のリーダーの養成
- フィールドワークの実施
- 地域の課題に取り組むグループの育成

- 受講者や学習グループの連携体制の構築
- 人材バンク等人材活用制度の整備

重点施策

2 心の輪を拡げ、みんなで取組むまちづくり

町民同士の心の絆を育み、心の輪を拡げていくため、町民が主体的に参加する多様な活動の促進及びネットワーク化を図り、地域活動やまちづくり活動につなげていくとともに、町民と行政との役割を明確化し、協働のまちづくりを進めます。

(1) 交流活動の場・機会の充実

町民が楽しみながら町の多様な活動に参加し、町民同士の交流が活発になるような環境整備を進めます。

- 学習・スポーツ活動の推進
- ボランティアグループやNPOの育成、支援
- 壮年期・中年期の地域社会への参加促進
- 活動の場として既存施設の有効活用
- イベントや事業の企画段階からの町民参画

(2) 地域コミュニティの充実

地域住民自身による住みよい地域づくりの重要な基盤となる地域コミュニティの充実を図ります。

- 地域の助け合いの仕組みづくり
- 地域学習の充実
- 郷土愛、コミュニティ意識の醸成
- 住民自治に向けた仕組みづくり
- 地域のリーダーの養成

(3) 町民参加・参画の促進

幅広い町民の行政への参画を促進し、町民と行政が連携・協力しながら、協働のまちづくりを進めます。

- 町民と行政とのコミュニケーションの充実
- 審議会等への参画促進
- 各種事業の企画から実施、評価に至るさまざまな段階における町民の参画促進
- 町民の声を生かす仕組みづくり
- 物心両面のバリアフリー化による幅広い町民の参画促進
- 協働に関する勉強会や研修会等の開催
- 若い世代の地域、まちづくりへの関心の喚起
- 町民、事業者、行政等の役割、責任の明確化

重点施策

3 心和む横浜町の自然の保全と活用

本町の美しくのどかな自然景観は、人の心を和ませるだけでなく、本町の経済活動とも深く結びついているため、町一体となってこの貴重な自然を守り、生かしていきます。

(1) 身近な地域の自然環境の保全

町民、事業者、行政が連携し、地域一体となって横浜町の環境保全に取り組んでいきます。

- | | |
|---|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 自然学習の場・機会の充実 | <input type="checkbox"/> 自然景観の保全 |
| <input type="checkbox"/> 自然環境の保全に対する意識の醸成 | <input type="checkbox"/> 町ぐるみの環境美化の促進 |
| <input type="checkbox"/> 水環境や森林の保全 | <input type="checkbox"/> 不法投棄対策の強化 |
| <input type="checkbox"/> 乱開発の防止 | <input type="checkbox"/> 漂着ゴミ対策の推進 |
| <input type="checkbox"/> 貴重な生態系の維持 | <input type="checkbox"/> 3R運動の推進 |

(2) 地球環境問題への取り組み

地球環境問題は私達の生活様式に深く関わっていることを認識し、身近なところから環境負荷の軽減に取り組み、循環型社会、低炭素社会を目指します。

- 環境学習の充実
- バイオディーゼル（BDF）の活用促進
- 行政における地球温暖化や大気汚染対策の優先的な取り組みの推進
- 町民や事業者に対する新エネルギーや省エネルギーシステムの導入促進
- 循環型社会に向けた先進事例についての情報の収集及び提供

(3) 自然資源を活用したまちづくり

横浜町の大地や陸奥湾が生み出す貴重な自然資源をまちづくりに生かし、第1次産業をはじめとする産業の振興につなげ、町の活性化を図ります。

- 海や森、川などの自然環境の調査
- 自然資源に関する資料の整理、リスト化
- 関係機関・団体との連携による多様な自然資源の魅力付け
- 魅力ある自然資源のPR活動の推進
- 海、山、大地の自然の恵みを生かした第1次産業の振興
- 自然循環機能や良好な景観の形成など第1次産業の多面的な機能の維持増進
- 第1次産業と商工業、観光業との連携強化による横浜町ブランドの育成
- 観光・レクリエーション機能の充実

第5次横浜町総合振興計画

第3章 基本計画

基本目標1 学びの輪が育む人づくり

基本目標2 心と身体が和む環境づくり（保健・医療・福祉）

基本目標3 海と大地が調和する自然を生かした基盤づくり（生活環境）

基本目標4 未来を拓く活力ある産業を育てよう

基本目標5 町の輪・和の力を生かしたまちづくり

（まちづくり、男女共同参画、行財政）

基本目標 1

学びの輪が育む人づくり

基本施策 1 未来に羽ばたく子どもの教育

- 【主要施策 1】学力向上対策の推進
- 【主要施策 2】心身の健やかな成長の支援
- 【主要施策 3】施設の整備

基本施策 2 生涯学習の推進

- 【主要施策 1】楽しむ、高める、生かすへ向けた体制の整備
- 【主要施策 2】地域活動につながる生涯学習の推進

基本施策 3 スポーツ活動の充実

- 【主要施策 1】生涯スポーツの振興
- 【主要施策 2】スポーツ活動の支援体制の充実

基本施策 4 歴史、文化、伝統の継承及び活用

- 【主要施策 1】歴史、文化、伝統の保存と継承
- 【主要施策 2】歴史、文化、伝統の効果的な活用



基本施策 1 未来に羽ばたく子どもの教育

現状と課題

本町では、中学校の統廃合が平成16年度に完了し、平成22年度現在、小学校4校、中学校1校となっています。学校教育については、個性を生かし創造性を育む学校教育を目指し、知・徳・体の調和の取れた人間性豊かな児童生徒の育成に努めています。

しかし、少子化に伴い児童生徒数は減少し、今後もこの傾向が続くことが予想されており、学級数の削減や子ども達の学力意識、スポーツ教育等のさまざまな面で支障をきたすことが懸念されるため、町の未来を担う子ども達の教育に対する最良の選択を講じられるよう、地域住民の理解を得ながら、小学校の統廃合について段階的に検討していく必要があります。

学校施設については、中学校の統廃合に伴う新校舎の建設の他、各学校施設の改修、改築を随時行っています。しかし、本町は海岸沿いに位置し、年間を通して偏西風の影響を受ける地理的条件もあって、塩害による損傷が著しい校舎もあるため、改造・改築等の事業が必要となっています。

また、近年は少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などが進み、家庭や地域の教育力の低下が懸念されているため、「元気な横浜っ子十五条」に基づき、将来の地域を担う子ども達がたくましく社会に羽ばたいていけるように、学校、家庭、地域が連携・協力しながら、就学前からの子どもの成長段階に応じた一貫性のある教育を推進していくことが求められています。

主要施策及び内容

主要施策 1 学力向上対策の推進

▶教育体制の充実

幼稚園、保育園、小学校、中学校の連携を強化し、子どもの成長段階に応じた一貫性のある教育を推進するとともに、学校の授業内容の充実や家庭学習の強化を図ります。

▶教職員の資質の向上

学力の向上のみならず、児童生徒と教職員の信頼関係を確立できるよう、教職員の研修の充実や教師用教材の作成などに努めます。

▶児童生徒の教育機会の確保

町に住むあらゆる子どもの学びの機会を確保するため、学費の支援や特別支援教育を推進します。

▶多様な学習活動の推進

地域と連携しながら、道徳教育やキャリア教育、国際化や情報化に対応した教育、環境教育、ボランティア活動、自然体験活動など、多様な学習活動を推進します。

▶小学校の統廃合

子ども達がより良い教育環境で効果的な教育が受けられるように、地域住民の理解を得ながら、小学校の統廃合や施設環境の整備について検討していきます。

▶学校、家庭、地域の連携強化

学校評議員制度に基づく地域に開かれた学校づくりや学校支援ボランティアの活用など、学校、家庭、地域の連携強化を図ります。

主要施策

2

心身の健やかな成長の支援

▶生徒指導の充実

複雑化する児童生徒の心の問題への対応や、いじめ、不登校などの課題に対応するため、学校、家庭、地域及び関係機関が連携して継続的な指導及び支援を図ります。

▶健康や体力づくりの推進

関係機関・団体との協力により、教科体育や学校保健事業、食育教育などの充実を図り、児童生徒の主体的な健康づくりや体力づくりの取り組みを促進します。

▶学校給食の充実

栄養バランスのとれたおいしい給食の提供に努めるとともに、地元の素材を使用した伝統食を取り入れます。

▶進路指導の充実

自らの生き方を考え、主体的に進路を選択できるように、進路指導の充実やキャリア教育の継続的实施に努めます。

主要施策

3 施設の整備

▶安全対策の推進

教育施設における防犯・防災対策やスクールバスの運行など、児童生徒の安全・安心の確保を図ります。

▶施設の整備

学校統廃合を視野に入れながら、自然エネルギーを活用した学校教育環境及び施設の充実を図ります。

また、給食センターについても、学校給食の安心・安全の供給確保のために学校給食施設の充実を図ります。

▶学校機能の有効活用

学校が児童生徒だけでなく、地域住民の学びの場としても活用されるように、学校の持つ専門的機能や施設の開放に努めます。

目標
指標

項 目	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 31 年度)
不登校生徒の出現率（全児童生徒数に占める不登校児童生徒の割合）	0.2%	0.0%
全国学力・学習状況調査において全国平均以上の児童生徒の割合	59.1%	75.0%

基本施策 2 生涯学習の推進

現状と課題

本町では、平成13年4月に「横浜町生涯学習推進計画」を策定し、生涯学習の浸透を図っており、「生涯学習カレンダー」による学習情報の提供や学校と地域の協働による教育活動の推進、高等教育の支援による講座の開催などに取り組んでいます。

しかし、社会環境は急速に変化しており、町民の学習ニーズは多様化・高度化しているため、町民の学習ニーズの把握に努めるとともに、県や高等教育の支援を得ながら、学習メニューの充実や指導者の確保・養成、学習相談体制の充実など、生涯学習環境の向上を図っていく必要があります。

また、社会教育施設については、本町地区のふれあいセンター内に公民館並びに町民図書館が併設されていますが、地域に根ざした生涯学習を推進していく上で、北地区及び南地区における社会教育施設の整備が課題となっています。

主要施策及び内容

主要施策 1 楽しむ、高める、生かすへ向けた体制の整備

▶学習ニーズに応えられる体制の整備実

生涯学習に関する行政施策の総合的、体系的な整備を図るとともに、生涯学習目標を明確に柱立てし、町民ニーズを踏まえながら各世代教育や学習プログラムなどの設定に努めます。

▶学習支援体制の充実

県や高等教育の支援を得ながら、学習メニューの充実に努めるとともに、町の自然環境や伝統・文化など、さまざまな分野において専門的な知識や技能を有する人材を生涯学習指導者として確保、養成し、人材バンクの設置等を図ります。

また、図書館の蔵書の充実及び電子化を進め、利用促進に努めます。

▶生涯学習データベースの作成

人材情報、学習機会情報、団体・グループ情報、学習施設情報など、これまでの活動を通じて集めた知識や情報などをデータベースとして整理します。

▶生涯学習活動の普及

公民館事業などで行われる事業や学習講座の内容など、生涯学習に関する情報周知及び相談体制の充実に努めます。

▶家庭・地域の教育力の向上

親と子どもが共に成長するという意識を醸成していけるように、家庭教育のための情報提供や相談体制の充実、家族参加型の学習講座の開催などを図ります。

また、地域が最高の教室の場となるように、地域全体を学校として位置づけ、地域住民と子どもとのふれあいの機会の拡充や地域における学習活動を推進し、豊かな人間性や郷土愛の育成に努めます。加えて、福祉分野と連携し、放課後こどもプランの充実を図ります。

▶自主的な活動の支援

受講生によるサークルの設立支援やグループ間の交流の促進、学習成果の発表機会の拡大などにより、自主的な活動への支援に努めます。

▶社会教育施設の活用及び整備

生涯学習活動の拠点として公民館の活用を推進するとともに、烏帽子平自然の家を生涯学習施設として機能向上を図るために整備を行うなど、施設の有効活用に努めます。

また、本町の自然環境や文化財なども貴重な学習の場として有効に活用されるよう、案内板や解説用のリーフレットの作成などを図ります。

主要施策

2

地域活動につながる生涯学習の推進

▶地域活動と連動した取り組みの充実

町民と行政との協働の考え方の普及を図るとともに、地域を学ぶ講座の開催や町民の自主的活動の促進などにより、学習活動と地域活動との融合を図ります。

▶学習成果を地域に還元できる体制の整備

講座参加により得た知識や技能を地域で生かせるよう、地域における活躍の場の確保に努めます。



項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
学校支援ボランティア登録者数	30人	100人
寄贈図書の間年受入冊数	161冊 (平成18年度～ 20年度の平均)	200冊
図書貸出冊数(町民1人当たり)	0.5冊	1.5冊

基本施策 3 スポーツ活動の充実

現状と課題

本町では、町民の健康な心と体をつくり、町民の絆を深められるように、町民スポーツフェスティバルの開催やスポーツに関わる指導者の育成、スポーツ関係団体の育成・養成に努めています。

しかし、近年は少子高齢化や人口減少により、スポーツ活動のイベント等の参加者が減少しており、より多くの町民参加を図っていく必要があります。また、施設・設備の中には老朽化しているものもあり、冬期の利用が可能な施設や町民が一堂に会せる総合的な運動施設などの要請も出ています。

主要施策及び内容

主要施策 1 生涯スポーツの振興

▶生涯スポーツの普及・啓発

町民スポーツフェスティバルなどのスポーツイベントの開催やニュースポーツへの取り組みなどにより、生涯スポーツの普及・啓発を図り、「健康・体力・仲間」づくりを推進します。

本町の「海・山・川」などの恵まれた自然環境を生かして、地域ぐるみで子ども達の自然体験活動（軽スポーツ）を推進する事業などを充実します。

▶スポーツ関係団体の育成及び養成

表彰事業や団体への助成事業等を通じて、スポーツ関係団体の育成や各団体の交流を促進します。

主要施策 2 スポーツ活動の支援体制の充実

▶スポーツに関わる指導者の育成

スポーツの普及や各種スポーツの技能向上を図るため、スポーツに関わる指導者の確保及び育成に努めます。

▶施設の整備及び有効活用

町民が安全・安心にスポーツに取り組めるように、施設・設備の計画的な整備を図ります。また、既存施設の有効活用に努めます。

目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
町民スポーツフェスティバル等の参加者数	212人	300人
体育指導委員の人数	7人	10人



基本施策 4 歴史、文化、伝統の継承及び活用

現状と課題

本町には、約400年間伝承されてきた能舞、神楽、獅子舞があり、その保存育成を目的に郷土芸能保存会が組織されています。この保存会は各町内会にある神楽会等の団体から構成されており、各団体は町内外のイベントで発表し、活動の範囲を広げています。また、各団体は地域に密着し、生涯学習においても位置づけされています。

しかし、伝統芸能については担い手の高齢化、後継者不足などが深刻化しています。また、町内の史跡や文化財については、調査やパトロールを実施していますが、こうした活動においても町民の協力支援が求められています。

歴史、文化、伝統は町の個性、特色でもあり、町の貴重な財産であるため、今後も文化財の保存や伝統芸能の継承に努めていく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 歴史、文化、伝統の保存と継承

▶ 史跡や文化財の保護及び保存

史跡や文化財の保護、保存を図るとともに、資料の収集や展示の充実、案内・説明板の更新などに努めます。

▶ 芸術文化活動の支援

伝統芸能の発表の場の充実や継承活動を行う団体への支援、表彰事業の実施などにより、芸術文化活動を支援します。

また、後継者の確保及び育成のため、人的・物的支援に努めます。

▶ 歴史、文化、伝統の普及

子どもだけではなく、大人も勉強できるように、学校教育や生涯学習を通じて、町の歴史や郷土文化の普及活動の推進に努めます。

また、歴史や郷土文化に関する団体等の育成に努めます。

主要施策 2 歴史、文化、伝統の効果的な活用

町の歴史、文化、伝統を町の発展に生かすため、教育や観光などの多様な分野への効果的な活用を図ります。

目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
文化財のパトロール箇所数	4か所	10か所
歴史や郷土文化に関する団体数	20団体	20団体



基本目標 2

心と身体が和む環境づくり

(保健・医療・福祉)



基本施策 1 健やかに暮らせるまちづくり

【主要施策 1】保健対策の充実

【主要施策 2】医療対策の充実

基本施策 2 高齢者の暮らしの応援

【主要施策 1】高齢者の生活支援の充実

【主要施策 2】総合的な生きがいづくり対策の充実

基本施策 3 障害者の暮らしの応援

【主要施策 1】障害者の自立支援、社会参加の促進

【主要施策 2】ノーマライゼーションの浸透

基本施策 4 子ども達が元気に生まれ育つ環境づくり

【主要施策 1】安心して子どもを産み育てられる体制の整備

【主要施策 2】子育て家庭への支援の充実

基本施策 5 支え合い、助け合う地域社会づくり

【主要施策 1】福祉意識の醸成と活動の促進

【主要施策 2】地域福祉の推進体制の整備

基本施策 1 健やかに暮らせるまちづくり

現状と課題

町民の健康の保持・増進のため、健康教育・健康相談の実施や特定健康診査の無料化、保健衛生協力員や食生活改善推進員による活動などを推進しています。

しかし、高齢化の進行や食生活の変化、運動不足、ストレスの増大などにより、疾病構造の変化や生活習慣病の増加、発病の低年齢化などが懸念されています。

そのため、保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携し、町民の生涯にわたる心身の健康づくりの支援を一層推進していく必要があります。

医療についても、年々需要が増加しており、町内には点在集落として無医地区も存在しているため、医師会等の協力を得ながら、地域医療のあり方を検討していく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 保健対策の充実

▶健康づくり支援体制の整備

保健・医療・福祉・教育等関係機関が連携し、横断的な取り組みによる町民の健康づくり支援体制を整備します。

▶一次予防への取り組みの推進

疾病予防を重視する一次予防を推進するため、関係機関と連携を図りながら、乳幼児期・学童期・青年期・壮年期・高齢期とライフステージに応じた疾病予防や生活習慣改善対策を充実し、健康寿命の延伸に努めます。

▶町民の主体的な健康づくりの促進

町民が主体的に健康づくりに取り組めるように、子どもの頃から食事や運動、睡眠等の望ましい生活習慣の定着を図り、町全体の健康意識の向上に努めます。

また、保健衛生協力員や食生活改善推進員による活動の推進、各種健（検）診の受診勧奨などにより、町民の主体的な健康づくりを促進します。

主要施策 2 医療対策の充実

▶医療体制の充実

町内の医療機関及び近隣市町の総合病院との連携を保ちながら、地域医療の万全を図るとともに、常駐医師の確保に努めます。

また、緊急時に備えて、医療機関や診療科目に関する情報の整理及び提供に取り組みます。

▶在宅医療の充実

町内のどの地区においても、安心して医療サービスを受けられるよう、在宅医療や看護サービスの充実に努めます。

▶災害時医療体制の整備

圏域内に六ヶ所村原子燃料サイクル施設が設置されているため、近隣市町村と連携し、災害発生時の緊急対策において実効性のある災害時医療体制の整備を図ります。

目標 指標

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
特定健康診査受診率	32.0%	65.0%
各種がん検診受診率	25.0%	50.0%



基本施策 2 高齢者の暮らしの応援

現状と課題

高齢者が健やかで自立した暮らしを送れるように、本町では、高齢者の暮らしを総合的に支援する地域包括支援センターを設置して、地域ケア会議を開催しています。また、社会教育行政における高齢者向けの講座の開催や老人クラブの活動支援など、高齢者の生きがいづくりにも取り組んでいます。

しかし、本町では65歳以上の高齢者が3割を超える超高齢化社会を迎えており、健康寿命の延伸や介護予防などの対策は重要性を増しています。また、核家族化の進展も相まって、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加し、保健福祉サービスに対するニーズも増加・多様化しているため、関係機関・団体と連携しながら高齢者の生活支援体制の充実を図ることが求められています。

加えて、本町には元気な高齢者も多いため、高齢者の学習活動やボランティア活動への参加促進など、高齢者が生きがいや希望を持ちながら暮らせるような事業の充実を図っていく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 高齢者の生活支援の充実

➡高齢者の支援体制の充実

地域包括支援センターを中心に、関係機関・団体の協力を得ながら、保健・医療・福祉ネットワークの強化に努め、保健福祉サービスや相談、情報サービス窓口の充実を図ります。

➡健康寿命の延伸

高齢者の健康づくり、寝たきり、認知症の予防対策などを推進するため、情報の提供や各種健康教室の開催及び参加促進に努めます。

➡介護などの支援が必要な高齢者の支援体制の充実

適切な要介護認定やケアマネジメント^{※1}の推進、サービス提供状況の定期的な評価など、給付の適正化と利用者保護に努めます。また、要支援者を対象とする予防給付により、要支援状態の改善や悪化防止に取り組めます。

➡町民の支え合いによる高齢者支援活動の促進

ボランティアの育成及び活動への参加促進により、インフォーマルサービス^{※2}の充実を図り、介護保険などの公的なサービスと合わせて高齢者の在宅生活の支援体制の強化に努めます。

▶高齢者の住まいの支援

高齢者の居宅施設の開設支援や住宅改修の支援など、高齢者が安心して暮らせる住環境の整備に努めます。

主要施策

2 総合的な生きがいづくり対策の充実

▶高齢者の生きがいづくり、社会参加への支援

学習活動やスポーツ・レクリエーション活動、地域活動などへの参加促進を図ります。また、老人クラブの活動の支援や高齢者の交流の場、憩いの場など、高齢者が集い、楽しく過ごせるような場・機会の充実に努めます。

▶高齢者の活躍の場の充実

これまで培った知識や技術を生かしながら、高齢者の体力や能力、興味に応じて生産活動や福祉活動など、地域の柱となって活躍できるような仕組みづくりを検討します。

目標指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
要支援者のうち、認定更新時に要介護認定区分が改善した人の割合	6.7%	10.0%
地域支援事業への参加者のうち、改善した人の割合	2.6%	20.0%

※1 ケアマネジメント：保健・医療・福祉の専門家や機関が相互に協力し、高齢者一人ひとりの必要に応じ、各種サービスを調整して適切で効果的なケアを提供する一連の援助。

※2 インフォーマルサービス：行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応するサービスのこと。家族、近隣、知人、ボランティア等が行う非公的な援助で、制度的に位置づけられた公的な援助（ホームヘルプサービスやデイサービスなど）であるフォーマルサービスとの対比で使用される。



基本施策 3 障害者の暮らしの応援

現状と課題

障害者を取り巻く法制度は大きく変化しており、平成15年度に「支援費制度」、平成18年度から「障害者自立支援法」が施行されました。本町においても、これらの法制度に基づき、利用者のニーズに即したサービスの提供に努め、障害者の自立支援や就労支援など、障害者が地域で安心して暮らせるような施策の展開を図っています。

しかし、障害者の高齢化や障害の重複、重度化、障害者の保護者の高齢化などが進み、将来の生活に不安を抱えている方々もいます。また、障害者及び障害に対する理解も十分に浸透していない状況がうかがえます。

障害者の自立と社会参加を実現するためには、社会全体で取り組んでいかなければならないという認識を共有し、障害者福祉の充実を図っていく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 障害者の自立支援、社会参加の促進

▶障害者の自立支援、生活支援

一人ひとりの心身の状態やニーズに即した適切な支援が生涯にわたって受けられるように保健、医療、福祉、教育、雇用等の分野の連携による支援体制の充実に努めます。

▶社会参加の場・機会の充実

学習活動やスポーツ・レクリエーション活動など多様な活動への参加を促進するため、情報提供や活動を支援するボランティアの充実、施設の整備などに努めます。

主要施策 2 ノーマライゼーションの浸透

▶障害者及び障害についての正しい知識の普及

学校教育や生涯学習、広報による啓発活動、交流活動やボランティア活動などを通じて、障害者及び障害に対する偏見や差別を解消し、ノーマライゼーションの理念の浸透を図ります。

▶障害者にやさしいまちづくりの推進

公共施設のバリアフリー化及びユニバーサルデザインの導入を進めるとともに、民間施設にも協力を要請します。また、福祉サービスや行政情報などを入手しやすくなるように、大文字化、音声化、点字化など、情報バリアフリーの推進に努めます。

目標指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
一般就労移行者数	0人	1人
庁内における障害者の雇用率（雇用する労働者に占める障害者割合）	1.0%	2.1%



基本施策 4 子ども達が元気に生まれ育つ環境づくり

現状と課題

安心して子どもを産み、育てられるように、本町では、家庭、幼稚園、学校での健康教育の実施や、母子保健ネットワークによる会議や情報の共有を行っています。また、町内の3保育所を統合し、平成22年度に「町立よこはま保育所」を開所し、保育サービスの充実を図るとともに、保育料の軽減も実施しています。

しかし、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、身近な相談者や保護者同士の交流が減少し、子育てに不安を抱えている保護者も少なくありません。また、共働き世帯も増えているため、放課後や週末等に子どもが安全に充実した時間を過ごせる場の充実も期待されています。

若年労働人口の流出や未婚化や晩婚化等により少子化がさらに進むことが予想されているため、家庭や地域での子育て環境の向上は極めて重要な課題となっています。

主要施策及び内容

主要施策 1 安心して子どもを産み育てられる体制の整備

➡ 出産や育児の支援体制の充実

安心して妊娠・出産・育児ができるように、保健、医療、福祉、教育、警察、消防等の関係機関・団体が連携し、情報提供や相談体制の充実、母子の健康の保持増進、疾病や障害の早期発見・早期治療、虐待の防止、不妊に悩む夫婦への支援などに努めます。また、小中学生を対象とした医療費の無料化に取り組みます。

➡ 地域の子育て支援体制の充実

関係機関・団体と連携しながら、地域ぐるみの子育て支援体制の充実に努めます。

➡ 遊び場等の確保

地域の特性を踏まえて、児童の健全な遊び場や居場所の確保を図ります。

➡ 結婚や子どもを産み育てることに前向きになれる環境づくり

結婚や子どもを産み育てることの大切さ、喜びなどを多様な機会を活用して啓発するとともに、経済的な負担感の軽減や若者同士の交流の場・機会の創出に努めます。

主要施策 2 子育て家庭への支援の充実

子育て支援センターを整備し、子育てに関する相談体制や情報提供の充実に努めるとともに、子育てサークルの設立を図ります。

また、仕事と家庭生活の両立を支援するため、保育サービスの充実や放課後こどもプランの拡充を図ります。

目標
指標

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
地域子育て支援拠点	0 か所	1 か所



基本施策 5 支え合い、助け合う地域社会づくり

現状と課題

本町では、民生委員・児童委員による相談・助言・情報提供などの活動をはじめ、社会福祉協議会、各種地域団体、ボランティア団体がそれぞれの目的に沿った活動を地域で取り組んでいます。また、県の推進するほのぼのコミュニティ21推進事業を平成8年度から受託し、ほのぼの交流協力員による活動などを展開し、地域福祉の推進強化に努めています。

少子高齢化や社会経済情勢の変化に伴い福祉需要は増加・多様化しており、地域住民同士がお互いに助け合う福祉のまちづくりがますます重要となっています。

そのため、社会福祉分野にとどまらずあらゆる分野が連携し、町民の福祉意識の醸成を図るとともに、公的サービスと地域住民同士の助け合い活動を両軸として、地域福祉力の一層の強化を図っていくことが求められています。

主要施策及び内容

主要施策 1 福祉意識の醸成と活動の促進

➡福祉意識の醸成

社会福祉協議会や福祉関係機関・団体と連携しながら、学校教育や生涯学習、広報活動を通じて福祉意識の醸成を図ります。

➡地域福祉活動への町民の参加促進

NPO やボランティア団体が連携し、それぞれの役割を認識して力を発揮できるような連絡調整機能の構築や、ふれあいサロンなど、町民自らが自由に考えて行動できるような組織体制の整備を図ります。

➡支え合い、助け合える仕組みづくり

地域住民同士による目配り気配りの見守り活動の推進やほのぼのコミュニティ21推進事業など、相互扶助の精神を機軸とした活動の展開を図ります。

また、支援が必要な方の自立を支える仕組みづくりの充実に努めます。

➡ボランティアの養成及び活動支援

福祉分野にとどまらず、教育や環境など、さまざま分野におけるボランティア活動が活発に行われるように、ボランティア養成講座やボランティア体験学習などの充実に努めます。

主要施策

2 地域福祉の推進体制の整備

▶ 市内の推進体制の充実

地域福祉活動の活発化を図るため、保健・医療・福祉・教育・環境・観光・防災・防犯などあらゆる分野との連携を強化します。

また、研修などを通じて職員の福祉意識の醸成を図ります。

▶ まち全体の連携体制の強化

社会福祉協議会を中心に、さまざまな活動をしている団体や地域住民の横のつながりを深めながら、地域福祉活動の展開を図ります。

また、活動が継続的に安定して行われるように、活動財源の確保に努めます。



項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
ふれあいサロン	11 か所	11 か所
福祉ボランティア団体	4 団体	6 団体

基本目標 3

海と大地が調和する 自然を生かした基盤づくり (生活環境)

基本施策 1 かけがえのない自然、地球環境の保全

- 【主要施策 1】 景観・自然環境を大切にするまちづくりの推進
- 【主要施策 2】 地球環境問題への適切な対応
- 【主要施策 3】 廃棄物処理対策の推進

基本施策 2 快適な生活空間の形成

- 【主要施策 1】 集落の整備
- 【主要施策 2】 住宅対策
- 【主要施策 3】 公園の保全と整備
- 【主要施策 4】 給水能力の向上
- 【主要施策 5】 汚水処理対策の推進

基本施策 3 道路交通環境の向上

- 【主要施策 1】 公共交通手段の充実
- 【主要施策 2】 道路網の整備

基本施策 4 安全・安心が感じられるまちづくり

- 【主要施策 1】 消防・防災・救急対策の充実
- 【主要施策 2】 防犯対策の充実
- 【主要施策 3】 交通安全対策の充実

基本施策 5 情報化の推進

- 【主要施策 1】 地域の情報化の推進
- 【主要施策 2】 情報化社会に対応した環境整備

基本施策 1 かけがえのない自然、地球環境の保全

現状と課題

環境保全対策については、本町では3Rの推進や全町的な清掃活動の実施、菜種油を利用したバイオディーゼル燃料の施行、本町の自然特性を生かした風力発電の設置促進などに取り組んでいます。

しかし、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動の進行は、本町の自然環境にも少なからずその影響が現れています。また、本町は陸奥湾からの強い偏西風により陸奥湾全域からのゴミが漂着するため、漁業への被害や海岸機能の低下、生態系を含めた環境・景観の悪化などが危惧されています。

本町は第1次産業を主流としているため、海、山、川と町民生活との関わりを重視し、景観・自然環境の保全に積極的に取り組んでいくことが求められています。

ごみ処理については、分別収集の実施とともにごみの減量化及び資源化が図られており、リサイクルで得た収入を図書購入金に当てるなど、活発な活動が展開されています。しかし、廃棄物の発生量やその種類は多種多様であり、さらなるごみの減量化対策に取り組んでいく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 景観・自然環境を大切にすまちづくりの推進

▶町ぐるみの景観・自然環境に対する取り組みの推進

子どもの頃からの自然環境保全に対する意識を醸成するため、学校教育及び生涯学習などを通じた環境教育を推進します。

また、漂着ゴミの清掃活動など自然環境保全活動への参加促進や不法投棄の条例の制定など、景観・自然環境の保全に対する取り組みを推進します。

▶自然に親しむ場・機会の充実

海、山、川の豊かな自然環境が有する学習や休養等多面的役割を積極的に活用し、植樹祭などの自然に関連するイベントや自然観察・体験学習をはじめとする自然に親しむ場・機会の充実に努めます。

▶自然生態系の維持

町民の協力を得ながら、動植物の生息・生育状況の継続的な調査・把握に努めるとともに、希少生物や在来種の保護、外来種の移入防止などの保全措置を図ります。

また、開発行為の際の環境影響評価の実施や、動植物の生息地などの保全に努めます。

▶水循環の健全化

水需給、水質保全、治水、水辺環境、水道、灌漑、汚水処理など総合的な視点から水循環系の健全化に取り組みます。また、陸奥湾という本町の貴重な資源に負荷を与えないように、水環境に対する町民の意識の啓発に努めます。

▶漂着ゴミの対策

漂着ゴミの処理は町単独では難しいため、国や県に協力を要請しながら、漂着ゴミの処理対策に取り組みます。また、県や沿岸市町村と連携した行動計画の策定及び実行を図ります。

主要施策

2

地球環境問題への適切な対応

▶エネルギーの有効利用

対費用効果等を勘案しながら新エネルギーの導入を推進し、二酸化炭素など温室効果ガスの排出抑制や資源・エネルギーの節約及び有効利用を図ります。特に菜種油を利用したバイオディーゼル燃料は、廃食油の回収システムを確立するなど、菜の花の町として効果的な活用が図れるように検討します。

また、自然を大事にする町として、風力発電の誘致に取り組みます。

▶公害対策の推進

公害防止協定に基づき、工場等からの放流排水の河川、海水への影響調査や農場等からの臭気調査による継続的な測定監視を行います。

▶地球温暖化防止対策及び公害対策の普及・啓発

町民及び事業者に対して資源・エネルギーの節約や有効利用、低公害車の普及、合併処理浄化槽の設置促進など、地球温暖化対策及び公害対策を推進します。

主要施策

3

廃棄物処理対策の推進

▶ごみの減量化対策の推進

循環型社会に向けて、3Rの推進やごみの分別化の徹底、生ごみのコンポスト化などにより、ごみの減量化に取り組みます。

また、学校教育や生涯学習を通じたゴミの学習会、ゴミ処理施設の見学会を開催するなど、ゴミ減量化の啓発活動に取り組みます。観光客に対しても、環境保護の観点からごみの持ち帰りなどの呼びかけを行います。

▶施設・設備の整備

町民のニーズに対応できるよう、し尿処理及びごみ処理施設の機器の更新など、施設・設備の整備を行います。

目標指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
ゴミ排出量(1日1人当たり)	0.9 kg	0.8 kg
資源化率(総排出量に占める資源化量の割合)	12.2%	12.8%



基本施策 2 快適な生活空間の形成

現状と課題

本町は平成22年現在28町内から構成されており、各町内は町を縦貫する国道279号沿いに南北に細長く散在していますが、近年は新築住宅が集落の外へ広がり、集落そのものが膨張している傾向がみられます。一方、空き家や遊休土地などの点在も顕在化しており、居住環境や自然環境にも影響を及ぼすことが懸念されているため、集落環境の向上を図ることが求められています。

住宅については、本町では町営住宅が、平成22年4月1日現在で85戸あり、建替事業を随時行っていますが、築30年以上の老朽化した住宅も多く残っています。住宅は生活の基本、定住の要であり、少子高齢化及び人口減少が進む中、住宅施策は急務となっています。そのため、若年層の流出防止やU・Iターン者の定住促進に向けて、バリアフリー化や環境にやさしい住宅づくりなど、住宅の質的向上を図りながら整備を推進する必要があります。

公園については、町の中心を流れる三保川を整備してつくられた三保野公園があり、子どもから高齢者まで、さまざまな町民が利用しています。今後も安全に安心して公園が利用されるように、公園の適切な維持管理に努めていく必要があります。

給水状況については、本町は地下水が豊富なこともあり、自家用井戸を使用している世帯もあるため、平成21年度末現在、加入率は68.5%にとどまっています。安定した飲用水の供給及び水道事業運営を図るため、一層の加入促進が必要となっています。また、安全で安定した水を供給するため、施設の老朽化や耐震化対策などに努めていく必要があります。

汚水処理については、百目木地区で農業集落排水施設が整備されていますが、平成21年度末の加入率は70%にとどまり、更なる加入促進を図る必要があります。汚水処理は、海の自然環境とも密接なつながりがあり、快適で都市的な生活環境を図る上でも重要なため、各集落に合った合併処理浄化槽の普及が期待されます。

主要施策及び内容

主要施策 1 集落の整備

▶ 良好な居住環境の整備

集落の居住環境の向上に向けて、自然環境との調和を図りながら、道路整備等に取り組めます。

▶ 空き家や遊休土地の活用

放置されている土地・家屋について調査し、所有者の意向を踏まえながら、有効かつ効率的な利用を検討します。

主要施策 2 住宅対策

▶町営住宅等の整備

老朽化施設の計画的な建替えや需要動向を把握しながら新たな町営住宅の建設推進を図ります。また、地域住民の生活安定と定住促進が図られるよう、バリアフリー化、省エネ設備の配備、介護設備、景観への配慮、地元木材の使用など、魅力ある住宅づくりに努めます。

▶居住支援の推進

本町への定住や二地域居住の希望者等に対して、空き家情報の提供や相談体制の充実を図ります。また、U・Iターン者などを対象とした各種支援を検討します。

主要施策 3 公園の保全と整備

町民が安全に快適に公園を利用できるように、地域住民の協力を得ながら維持管理に努めます。また、地域住民の意向等を踏まえながら新たな公園整備を検討します。

主要施策 4 給水能力の向上

▶加入促進及び水道施設の整備

水道水の安全性及び利用促進のPR活動を展開し、加入促進に努めます。また、老朽管の更新や耐震化など、水道施設の整備に努めます。

▶災害時の緊急支援体制の充実

水道施設の耐震化、給水タンク及び応急復旧資機材の整備、近隣市町村との応援体制の強化など、災害時の給水体制の充実を図ります。

主要施策 5 汚水処理対策の推進

生活雑排水処理及びトイレの水洗化促進のため、各集落の状況を鑑みながら合併処理浄化槽の普及を図り、生活排水の自然界への流出を防ぎます。

目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
町営住宅の戸数	85戸	85戸
合併処理浄化槽の人口普及率（行政人口に占める合併処理浄化槽の整備人口の割合）	17.9%	30.1%

基本施策 3 道路交通環境の向上

現状と課題

本町の公共交通機関は、JR大湊線と下北交通のバスが運行されていますが、バスの運行は減少し、自動車を利用できない高齢者等の移動に影響を及ぼしています。また、公共交通機関は省資源・省エネルギーの観点からも重要性を増しているため、健全な運営に向けて町民の利用意識を高めていく必要があります。

道路網については、南北を走る国道279号から県道2本が六ヶ所村へ横断し、国県道と幹線町道は有機的に基礎集落間を連絡しています。また、新たに国道4号と下北半島を結ぶ地域高規格道路として「下北半島縦貫道路」の整備が進んでいます。町道については、舗装率は約64%ですが、簡易的な舗装道路が多く、改良と併わせた恒久的な舗装整備が必要となっています。また、集落外に新築住宅の建設が進んでいるため、新たな道路整備の要望も多く、加えて冬期の除雪体制の強化も求められています。

主要施策及び内容

主要施策 1 公共交通手段の充実

公共交通機関の健全な運営に向けて、町民の生活交通に対する意識啓発に努め、利用促進を図ります。

また、役場などの公共機関や医療機関へのアクセス環境が向上するよう、交通手段の確保について検討し、生活環境の向上を図ります。

主要施策 2 道路網の整備

➡道路網の整備

町道、農道については、地域の実情を踏まえ、各々の機能を調整しながら効率的な整備を図ります。整備にあたっては、安全性、周囲の自然環境、道路景観、防災面などに配慮して行います。

また、案内看板サインや街灯の配備により、明るく安全なまちづくりを推進します。

➡国道・県道の整備要請

町民生活の広域化への対応や地場産品の輸送、観光客の入り込み増加等が図られるよう、国や県に道路整備を要請していきます。

冬期の道路対策の推進

冬期の円滑な道路交通を確保するため、除雪機械の充実を図るなど、除雪体制の強化に努めます。

目標 指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
町道改良率(道路実延長に占める道路改良済延長の割合)	50.7%	55.0%
町道舗装率(道路実延長に占める道路舗装済延長の割合)	64.3%	70.0%



基本施策 4 安全・安心が感じられるまちづくり

現状と課題

本町は北部上北広域事務組合に加入し、町内には横浜消防署が立地し、消防防災及び緊急体制の強化拡充に努めています。非常備消防組織は団員の減少により、3分団に再編成し、不足団員の調整を図っています。また、防災計画の逐次見直しや防災訓練の実施、災害時要援護者対策の計画なども策定していますが、近年は全国的に大規模災害が頻発しているため、防災体制の強化が求められます。救急についても、本町は六ヶ所村原子燃料サイクル施設及び東通村原子力発電施設の双方に隣接するため、不測の事態に備えた消防防災体制の一層の充実を図る必要があります。

防犯体制については、本町は野辺地警察署管轄内にあり、常時連携を図りながら地域の安全づくりに努めています。しかし近年は、都市部のみならず地方においても凶悪な犯罪や事件が発生しており、犯罪の手口も巧妙化、複雑化、ハイテク化しているため、関係機関・団体、地域が一体となって防犯体制の強化を推進していく必要があります。

交通安全対策については、交通安全教室の開催などを行っていますが、近年は、高齢者が被害者になる、あるいは加害者になるという事故も増加しているため、交通安全普及の強化に努める必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 消防・防災・救急対策の充実

▶消防・防災・救急体制の向上

消防機材や消防水利、防災無線、水防や救助の設備等の整備を図るとともに、救急救命士の養成など人材育成に努めます。なお、防災無線については、難聴地域の解消を図ります。

また、原子力関連施設が近隣にあるため、緊急時の救急医療体制や防災知識の習得により、不測の事態に備えた万全の消防防災体制の整備を図ります。

▶消防団活動の活性化

消防署と消防団の連携を深めるとともに、消防団員の教育・訓練の充実に努めます。また、消防団への入団促進のため、PR活動や事業所等への働きかけを行います。

▶防災意識の高揚

防災訓練やハザードマップ等を活用し、危険箇所や避難所、避難方法などを周知し、防災・防火意識の高揚に努めます。また、自主防災組織の設立促進を図ります。

▶災害時要援護者対策の強化

災害時要援護者対策の計画に基づき、関係機関・団体の協力を得ながら災害時要援護者

の救助及び避難方法や避難所生活での支援体制の強化に取り組みます。

▶災害に強いまちづくりの推進

公共施設やライフライン、通信設備の耐震性・耐水性の向上、情報収集・伝達体制の整備等に取り組むとともに、住宅の耐震診断・耐震改修の促進を図り、災害に強いまちづくりを進めます。

また、県に対して治山、治水事業等の推進を要請します。

主要施策 2 防犯対策の充実

▶地域ぐるみの安全対策の推進

学校、家庭、地域、警察、行政などが連携し、情報の提供や地域ぐるみの安全対策を推進し、防犯意識の高揚に努めます。

▶犯罪を未然に防止する環境づくり

道路、公園、駐車場の構造や設備の改善、防犯灯の設置、門灯の点灯の推奨や新規住宅開発時における防犯対策の指導などに努めます。

▶消費者保護の推進

学校教育や生涯学習、広報活動などを通じて、消費者問題の意識啓発を図ります。また、具体的な被害事例や予防策などの情報提供に努め、被害者の保護体制づくりを推進します。

主要施策 3 交通安全対策の充実

▶交通危険箇所の解消

警察や関係機関と連携し、交通危険箇所の解消及び除去に努めます。また、歩道をはじめとする道路環境の整備を推進するとともに、ガードレールやカーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めます。

▶交通安全教育の充実

関係機関・団体と連携し、学校や職場、地域などで体験型の交通安全教育を実施するなど、子どもから高齢者まで、各世代に応じた交通安全教育の充実に努めます。

目標 指標

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
自主防災組織数	1 団体	4 団体
犯罪発生件数	13 件	5 件
交通事故発生件数	32 件	15 件

基本施策 5 情報化の推進

現状と課題

本町では、情報提供にあたっては広報紙を毎月発行し、行政連絡員を通じて町内各世帯に配布するとともに、町ホームページからも適宜情報発信を行っています。

近年は情報化が急速に進展しており、県内の自治体においてもホームページやケーブルテレビでの行政情報の提供が発達し、行政事務においても情報化が進んでいます。

本町においても、若い世代を中心にインターネットの活用は増えており、小中学校においてもコンピュータを活用した情報教育を推進しているため、将来を見据えた電子情報施策の充実を図り、行政サービスの充実や町民の町政参加の促進、地域産業の振興など、多様な事業への活用を図っていくことが期待されています。

また、情報通信基盤の整備に併せて、情報能力の向上やデジタルデバイトの解消、個人情報保護などのセキュリティ管理に対する課題への対応なども図り、誰もが高度情報化の恩恵を受けられるような環境づくりを推進していくことが必要です。

主要施策及び内容

主要施策 1 地域の情報化の推進

▶情報化の推進

事業の計画や内容など、町民と町とが同じ情報を共有できるように、広報紙やホームページの充実に取り組みます。

▶情報の整備

保健・医療・福祉、教育、産業、行政情報など、生活に役立つ各種情報の整備に努めます。

▶行政サービスの電子化の拡充

行政サービスの向上や行政事務の簡素・効率化のため電子化を推進します。

主要施策 2 情報化社会に対応した環境整備

▶高度情報化に対応した行政の体制整備

高度情報化の進展に併せた職員の情報化対応教育の充実や情報化に対応した施設・設備の整備に努めます。

▶情報教育の充実

学校教育や生涯学習を通じて情報教育を充実し、町民の情報活用能力の向上に努めます。

▶情報通信機器の整備

公共施設等にパソコンを設置するなど、インターネットを誰もが身近に使えるような環境づくりを検討します。

▶安全・保護対策

高度情報化の推進に併せ、町民のプライバシーの保護やネット犯罪の防止、コンピュータウィルス対策などに努めます。

基本目標 4

未来を拓く活力ある産業を 育てよう

基本施策 1 農林水産業の振興

- 【主要施策 1】 農業の振興
- 【主要施策 2】 林業の振興
- 【主要施策 3】 水産業の振興
- 【主要施策 4】 食料供給地としての産地力の強化

基本施策 2 商工業の振興

- 【主要施策 1】 商業の振興
- 【主要施策 2】 工業の振興

基本施策 3 観光業の振興

- 【主要施策 1】 年間を通じた安定した観光客の確保
- 【主要施策 2】 観光客の受け入れ体制の充実

基本施策 4 就労の場の充実

- 【主要施策 1】 働く場の拡充
- 【主要施策 2】 雇用対策

基本施策 5 賑わいづくり

- 【主要施策 1】 交流活動の推進
- 【主要施策 2】 国際交流の推進

基本施策 1 農林水産業の振興

現状と課題

農業については、本町では長芋や馬鈴薯、ごぼうなどの根菜類が基幹作物であり、馬鈴薯については大手食品メーカーとの契約栽培により安定した取引が可能となっています。また、馬鈴薯の輪作として栽培されている菜の花は、明るい町としてイメージアップにもつながっています。畜産についても、酪農飼養管理技術は県内でもトップレベルを維持し、肉用牛についても優良牛生産に努め、高い評価を得ています。しかし、近年は、農家の高齢化や後継者の不足、畑作物の価格不安定、さらには機械化に伴う経費増大による経営不振などが続き、農業者が減少しています。そのため、収益性の高い作物の栽培や機械の合理的運用、大型機械導入による高生産技術の励行により、高品質・高収量の生産体制の確立が必要となっています。また、農業者の減少により、遊休地や耕作放棄地の拡大も進んでいるため、対応策が求められています。

林業については、本町は国有林がほとんどで、民有林の人工林は8齢級以下の若・幼齢林が多く、適切な保育・除間伐施業が重要な課題となっています。また、広葉樹については、有用広葉樹材の確保を図るため、育成天然林施業を積極的に実施していく必要があります。森林は、木材や林産物の生産機能にとどまらず、土砂災害などの防止、水源のかん養、環境や景観保全など多面的な機能を持ち合わせているため、関係機関・団体等と連携して計画的な整備を推進していく必要があります。

漁業については、本町の主な漁業形態はホタテ養殖となっており、その他正月用として珍重される「横浜ナマコ」が有名で、世界一の品質という評価を得ています。また、鮮魚も豊富で、多種多様な水産物を取り扱っており、後継者も比較的安定しています。しかし、水産業は気象や自然環境の影響を受けやすく、近年は主力のホタテ養殖の価格低迷や異常へい死が相次ぎ、漁業経営を圧迫しており、漁業後継者の低迷へと波及しています。そのため、水産物の高付加価値化への取り組み支援や漁港・漁場の整備、漁場環境の保全に取り組む必要があります。

このように、本町はさまざまな農林水産物を有するとともに、農業と漁業の両方を生業とする半農半漁の経営が多いという特徴があります。しかし、農業、林業、漁業いずれも近年は経営が厳しく、従事者の高齢化や担い手不足が大きな課題となっているため、行政とともに業種を超えて連携体制の強化を図って取り組んでいくことが求められています。

主要施策及び内容

主要施策 1 農業の振興

➡農業生産基盤の整備

安定した農業生産活動を確立するため、各種補助事業等を導入し、農業近代化施設及びほ場整備や農業用水、家畜排泄物の処理施設の整備等、生産基盤の整備を促進します。な

お、整備にあたっては、菜の花の咲く農村景観に配慮しながら推進します。

▶農業経営の安定化

農業経営の近代化及び安定化を促進するため、生産から販売まで一括して行えるような農業経営者の指導育成強化や農業の集団化及び農業法人化への促進、農畜産物の高付加価値化生産技術の確立、収益性の高い作物の栽培の推進、第6次産業^{※1}化等に係る啓発活動など、関係機関・団体と連携を図りながら取り組みます。

▶遊休農地、耕作放棄地の対策

農用地の流動化並びに集団化の促進や家畜の飼料用の穀物栽培などにより、遊休農地、耕作放棄地の発生及び拡大防止に努めます。

▶環境にやさしい農業の促進

有機質資源を利用した減農薬や減化学肥料栽培等、環境保全型農業を促進します。また、耕種農家と畜産農家との連携を確保し、良質堆肥の安定供給による地域内循環も促進します。

主要施策

2 林業の振興

▶森林資源の保全及び充実

関係機関・団体と連携し、優良材木生産のため、適切な保育及び間伐等を推進するとともに、間伐材の有効利用を図るなど、森林資源の充実に向けて取り組みます。

▶地元木材の供給体制の整備及び活用の促進

関係機関・団体等と連携し、地元木材の低コスト安定供給体制の整備を推進するとともに、公共施設等への地元木材の使用や、町民の利用促進を図ります。

▶治山・治水事業の実施

土砂災害の防止や水源のかん養、環境や景観保全など、森林の多面的な機能を踏まえて、関係機関とともに治山・治水事業を推進します。

主要施策

3 水産業の振興

▶漁港・漁場の整備

漁港の水洗トイレの整備や飛砂対策、消波対策など漁港・漁場の整備を順次進め、水産資源の生産力の向上及び水域環境の改善を図ります。整備にあたっては、漁村景観やレクリエーション機能、津波防災対策など、安全性や快適性といった漁村の持つ多面的な機能を踏まえて実施にあたります。

▶水域環境の保全

関係機関・団体と連携しながら、堆積物の除去や低質改善、漂流・漂着ごみの処理など、

生物多様性や生態系に配慮した取り組みを推進します。

▶水産資源の確保

関係機関・団体と連携しながら最新技術を導入し、ホタテの養殖やナマコの増殖を進めます。

▶漁業所得と生産性向上

関係機関・団体と連携しながら、資源管理や養殖業を推進するとともに、ホタテの加工など水産物の高付加価値化についても検討し、漁家経営の安定化を図ります。

主要施策

4 食料供給地としての産地力の強化

▶食料供給力の向上

半農半漁が多いという地域特性を生かしながら、商業も合わせた産業間の連携を強化し、本町が有する海と大地の恵みを組み合わせた加工品の開発や生産から販売までの一括管理など、産地力の強化に努めます。

また、食の安心安全の向上のため、“顔の見える生産”として生産者の紹介や産地の見学会の開催、HACCP^{※2}の認証取得など、つくる人と食べる人との信頼関係の構築を図ります。

▶後継者対策

関係機関・団体と連携しながら、収入の安定化に向けた各種支援や従事者の地場産業の知識の向上、他地域との交流、研修等への参加促進、就業環境の向上などにより、第1次産業に対する意欲向上を図ります。

また、町内外の異業種からの就労希望者への呼びかけや就労体験の受け入れ体制の整備に取り組めます。

▶需要拡大及び販路拡大の推進

関係機関・団体と連携しながら、地産地消の推進や契約栽培の拡充、菜の花プラザなどの産直施設による販売やインターネットを活用した直接販売の促進などにより、需要拡大及び販路拡大を図ります。

また、関係機関・団体と連携しながら情報発信力を強化し、横浜町の地場産品の周知に努め、効果的な販売促進活動を展開します。

※1 第6次産業：農業や水産業などの第一次産業が食品加工・流通販売にも業務展開している経営形態を表す。また、このような経営の多角化を6次産業化と呼ぶ。

※2 ハサップ（HACCP）：食品の製造加工工程における汚染などの危険性を調査し、対策を講じるといった食品の高度な安全性を保障する方式（システム）のこと。


 目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
農業粗生産額	5,353 百万円	5,353 百万円
耕作放棄地面積	96 ha	96 ha
ホタテ生産量	5,240 t (平成16年度～20年度の平均)	5,500 t
ナマコ生産量	140 t (平成20年度～21年度の平均)	180 t



基本施策 2 商工業の振興

現状と課題

商業については、本町には道の駅「菜の花プラザ」が開設され、町外からの来客も多く、大型バスなどの休憩所としても利用され、認知度も高まり、売り上げは順調に伸びています。一方、近年は自家用車の普及や近隣市における大型店のバス送迎などにより、購買力の町外への流出が続き、さらにインターネットショップによる販売形態などの普及も相まって、個人経営小売販売業がほとんどの本町の商業活動は深刻な影響を受けています。しかし、高齢化が進む中、買い物弱者などの課題もあるため、関係機関・団体と連携し、顧客吸引力の向上や経営体質の改善などを図る必要があります。

工業については、本町では4企業の誘致に成功し、安定した雇用の場の確保が図られており、今後も企業と良好な関係を保ちながら、さらなる企業誘致に力を入れ、安定した就業場所の拡充を図る必要があります。また、本町では、農産物の高付加価値化及び加工販売を促進するため、加工センターを建設し、さまざまな団体が商品の開発及び製造に取り組んでいます。こうした活動を支援するとともに、産業間の連携を深めながら、地元の農林水産物を原材料とする資源活用型企業の育成などを図っていくことも期待されています。

主要施策及び内容

主要施策 1 商業の振興

▶ 経営力の向上

関係機関・団体と連携した組織活動の強化を図りながら、適切な経営指導や経営相談の充実、情報通信機器の活用促進などに努めます。

また、経営体の事業推進にあたっては、国や県の各種融資制度の導入を促進するほか、町独自の融資制度の充実とその効率的な運用などの支援対策を検討します。

▶ 顧客吸引力の向上

消費者と商業者との交流・情報交換の促進や生産者への情報提供などにより、顧客吸引力のある商業活動の展開に努めます。

▶ 商店街の活性化

歩道や街路灯の整備や空き店舗などの商業資産の有効活用、地元消費の拡大を図るスタンプ事業や共通商品券の発行支援、農・水・商の連携によるイベント開催の工夫など、町内で楽しい買い物ができるような環境づくりに取り組みます。

▶ 地場産品を生かした商業活動の展開

関係機関・団体と協力しながら、菜の花食品やホタテ、ナマコをはじめとする地場産品

の消費拡大に向けた積極的な販売促進活動に努めます。

▶後継者対策

若手経営者などのグループ活動を支援するとともに、情報交換や研修、専門家との交流の機会づくりに努めます。また、異業種との交流を促進し、新たなビジネスの確立を目指します。

主要施策

2 工業の振興

▶経営基盤の強化

関係機関・団体と連携を図りながら経営指導や経営相談、融資制度の活用促進、異業種交流の促進などにより、既存企業の支援体制の充実に努めます。

▶地場産品の活用

地場産品の付加価値を高めるため、異業種との交流を図りながら、技術導入や情報収集、人材育成などを促進し、第一次産業の振興や関連産業の発展に寄与する資源活用型企業の立地・育成に努めます。

また、町民自らの企画立案により多くの加工食品を生み出している加工センターがさらに有効に活用されるよう検討します。

▶環境にやさしい企業行動の促進

企業の設備投資に当たっては、公害防止協定に基づき、自然環境に十分に配慮した操業や施設整備を促します。

▶企業誘致活動の推進

町民の雇用の受け皿となる企業の誘致に努めます。

目標 指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
商工会会員数	159人	160人
製造品出荷額等	11,925百万円	12,000百万円



基本施策 3 観光業の振興

現状と課題

菜の花観光及び下北半島観光等による交流人口の増加により、本町の近年の観光客は毎年60万人以上に上ります。

本町の最大の観光資源である菜の花は日本有数の作付け面積を誇り、平成8年には「美しい日本のむら景観コンテスト」農林水産大臣賞を受賞、また、平成10年には（社）日本観光協会主催の「優秀観光地づくり賞」を受賞しています。また、平成3年からは、「菜の花フェスティバル in よこはま」を開催し、多くの観光客が町外から訪れるようになり、菜の花の町というイメージも全国的に定着してきました。しかし、農作物としての菜の花は収益性が低いため、作付け面積は減少傾向にあります。国の交付金も平成21年度に廃止され、今後は更なる減少が懸念されており、菜の花を中心とした観光地づくりを継続するにあたって、作付け面積の維持は最大の課題となっています。

観光は経済的な効果だけでなく、町外の訪問者との交流にもつながります。そのため、菜の花や砂浜海岸海水浴場などの観光資源が生かされるような方策を検討するとともに、町民の観光客を受け入れる姿勢や施設の有効活用など、受け入れ体制の充実を図る必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 年間を通じた安定した観光客の確保

▶菜の花等の町内資源の活用

菜の花を核とした観光地づくりを継続するとともに、町の歴史・伝統文化の活用や砂浜海岸海水浴場の環境整備を図ります。また、関係機関・団体との連携により、町の生産物を生かした味わい豊かな郷土料理や観光客に喜ばれ親しまれる土産品のブランド化など町内資源を活用し、通年観光への展開を図ります。

菜の花については、風車と合わせたその景観は、町内外の人から親しまれているため、菜の花畑の維持に向けて、農家への継続的な栽培要請や町が畑を買い上げ農家等に委託する委託栽培など、さまざまな方策を講じます。

▶着地型観光の推進

関係機関・団体と連携し、本町の美しい自然景観や特徴ある農山漁村体験を生かした「着地型観光」を推進します。

▶広域観光の推進

東北新幹線の全線開業に併せた新型リゾート列車が大湊線で運行しているため、下北半島の2次交通整備も含め、広域的連携による観光施策の展開を図ります。

▶効果的な宣伝活動の展開

菜の花プラザを中心に、町内のコンビニエンスストア、宿泊施設、JR各駅等において町の情報を発信するとともに、多様なメディアを活用した宣伝活動を展開し、観光客の誘客拡大に努めます。

主要施策

2

観光客の受け入れ体制の充実

▶町一体となった観光振興

リピーター確保のため、町民が自発的に観光案内や広報活動を行うなど、町民のもてなしの心を醸成し、町民「人」が観光客「人」に好かれる観光地を目指します。

▶施設の有効活用

大豆田の自然苑周辺や三保野公園など、地域全体の施設の有効活用を図ります。

目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
観光客入込数	62.9万人	65.0万人



基本施策 4 就労の場の充実

現状と課題

本町では雇用の安定を図るため、企業誘致に努め、平成21年4月1日現在、4社が立地し、町内からは約280人が雇用されています。

今後も企業誘致に努めるとともに、就業環境の向上など、町民が安心して快適に働き続けられる環境づくりに取り組んでいく必要があります。また、本町では農林水産業及び商業において人材不足が深刻化しているため、関係機関・団体と連携した人材の確保・育成に向けた取り組みも期待されます。

加えて、多様な地域資源を生かした起業の促進などで新規産業の育成を図り、雇用の場の確保や地域経済の活性化、町民の所得向上に取り組んでいく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 働く場の拡充

▶地域産業の振興による雇用機会の拡大

企業誘致に努めるとともに、事業所・企業への経営支援や地域資源を生かした特産品開発による新事業の支援など、地域産業の振興による雇用機会の拡大に努めます。

▶起業の支援

起業家の育成を推進するとともに、町民が起業家として新規創業や新たな業種・業態への展開を図れるように支援します。

▶地域ニーズに応えた産業の育成

福祉や健康、ゴミ処理、環境保護など、時代や地域のニーズにあった分野の新規産業の創出及び振興を図るため、コミュニティビジネスなどを積極的に奨励します。

主要施策 2 雇用対策

▶就労支援

関係機関・団体と連携しながら、就労情報や相談体制の充実に努めます。また、町内の企業と連絡体制を密にし、求人の際には迅速な対応が図れるように取り組みます。

▶後継者が不足する産業との連携

農林水産業や商業など、後継者が不足する産業の人材確保及び育成を関係機関・団体と連携して取り組みます。

▶就業環境の向上

事業所・企業の就労実態の把握に努め、適正な就労条件及び就労環境の向上に向けた啓発活動を行います。

目標
指標

項 目	現 状 (平成 21 年度)	目 標 (平成 31 年度)
求人倍率	0.3%	0.4%

基本施策 5 賑わいづくり

現状と課題

本町は「菜の花の町よこはま」として、県内外の市町村や団体等と交流を続けています。スポーツ活動においても、秋田県能代市とマラソンや野球を介しての青少年を含めた交流活動が行われています。また、漁業や農業体験による地域住民と都市部の人達との交流事業など、地域産業での人的交流も行われています。この他、郷土芸能や自然を生かした地域間交流が図られています。

町外の交流活動は、地域の良さを再発見する機会となり、教育文化の向上や地域経済の活性化につながることも期待されるため、地域間交流の活発化を図り、交流人口の拡大に努めていく必要があります。

また、交通機関や情報通信の技術の発達により国際化が進展しているため、国際的な視野が育まれるよう、国際理解教育の充実が求められています。

主要施策及び内容

主要施策 1 交流活動の推進

▶ 広域圏内の連携強化

近隣市町村と調整を図りながら広域連携体制を強化し、交流事業を推進します。

▶ 多様な交流機会の拡充

“菜の花トラスト運動”をはじめ、スポーツや文化、産業など、多様な交流事業を支援するとともに、交流拠点の整備や受け入れ体制の強化に努める等、交流体制の整備を図ります。

▶ 観光振興を基本とする交流

観光分野と連携し、豊かな自然環境や伝統文化、産業等の地域資源を活用した体験メニューの確立など、体験型・滞在型観光を推進します。

▶ 横浜町のファンづくり

友好市町村や都市部の住民、町出身者など、本町に心を寄せる多くの方々との交流を促進し、横浜町のファンづくりに努めます。

主要施策

2 国際交流の推進

学校教育や生涯学習を通じて国際感覚の醸成を図るとともに、国際交流活動に取り組んでいる町民や団体の活動を支援します。

目標
指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
交流活動を行う団体数	2団体	3団体
交流事業の参加者数	21人	21人



基本目標 5

町の輪・和の力を生かした まちづくり

(まちづくり、男女共同参画、行財政)

基本施策 1 協働のまちづくりの推進

【主要施策 1】 町民との協働の推進

【主要施策 2】 地域活動の活性化

基本施策 2 町民一人ひとりの能力や個性を大切にするまちづくりの推進

【主要施策 1】 男女共同参画の意識の醸成

【主要施策 2】 男女共同参画の環境づくり

基本施策 3 自立した行財政運営の推進

【主要施策 1】 効率的な行財政運営の推進

【主要施策 2】 広域行政の推進



基本施策 1 協働のまちづくりの推進

現状と課題

本町では、まちづくりにおける町民参画を促進するため、情報公開体制の充実や審議会等への参画促進をはじめ、町民のやる気、意欲が向上するよう各種施策に取り組んでいます。また、加工センターの建設時には町民の意見を踏まえるなど、町民の意向を反映した施設整備なども行っています。

しかし、アンケート調査では、30歳代及び40歳代の現役世代は町政への参加方法がわからないという回答が比較的多く、町政に対して関心が高くない様子もうかがえるため、幅広い年齢層の町民参画を促進していく必要があります。

また、本町ではNPO団体やボランティア団体が複数あり、町民の自主的な活動も活発に行われています。しかし、近年は人口減少や町民の生活様式、価値観の多様化等により、地域との接点や交流の機会が十分に確保できず、地域住民の連帯感や信頼関係の低下など、地域コミュニティの衰退が危惧されているため、地域住民がふれあい、絆を深める場・機会の充実を図っていく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 町民との協働の推進

▶情報公開体制の充実

業務の透明性を図るため、広報紙やホームページなど多様な媒体を活用し、積極的な情報公開を行い、わかりやすい行財政情報の公開に努めます。

▶広聴の充実

地域担当職員制度の活用を図るとともに、相談業務の充実や計画書、アンケート調査に対する意見や感想の募集などを積極的に行い、町民の意向の把握に努めます。

▶審議会等への参画促進

各種審議会や委員会などの開催にあたっては、幅広い町民の参画を図り、町民の理解や協力を得ながら計画等の策定を行います。

▶町政への参画促進

まちづくりに関する学習機会や地域の課題について議論する場の充実を図るとともに、まちづくり活動を推進している団体と連携しながら、町民の町政・まちづくりへの参画促進に努めます。

また、仕事や子育て等で多忙な世代が町政に関心を持ち、参画するように、インターネットや携帯電話などの情報通信機器の活用や、気軽に意見交換や交流活動ができる場・機会

の充実に努めます。

▶祭り・イベント等への参画促進

協働のまちづくりのきっかけとして、祭りやイベント等の開催にあたって、企画段階からの町民の参画促進を図ります。

主要施策

2 地域活動の活性化

▶ふれあい・交流の場・機会の充実

町内会活動やスポーツ活動、芸術文化活動などの活発化を図り、多種多様な町民の交流の場・機会の拡大に努めます。

▶町内会活動の活性化

町内会活動の支援を行い、自主的、個性的な活動を誘発するとともに、世代間交流を促進し、連帯意識及び自治意識の高揚を図ります。

▶各種支援制度の活用

町民の地域づくり活動に対する各種支援制度の情報を整理し、各種団体がより効果的な活動を展開できるように支援します。

▶多様な団体の育成

高齢者や障害者の生活支援、子育て支援、環境保全など、テーマを絞った活動を展開している団体の育成及び支援に努めます。



▶町民の参画促進

さまざまな世代の地域活動への参画を促進するため、生涯学習事業と連携し、各世代の関心の高いテーマや日常生活に即した地域課題などを取り入れ、参画しやすくなる方法を工夫検討します。

▶人材の確保・育成

さまざまな知識や技能を持つ町民が地域で活躍できるような仕組みづくりを図ります。

また、活動の継続性と発展を図るため、地域づくりの核となるリーダーの育成に努めます。

▶活動拠点の整備

各種団体が活発に活動を展開できるように、施設の有効活用及び整備に努めます。

目標指標

項目	現状 (平成21年度)	目標 (平成31年度)
NPO 団体数	2 団体	3 団体

基本施策 2 町民一人ひとりの能力や個性を大切にすまちづくりの推進

現状と課題

女性の社会進出が進む中、本町でも婦人会や食品加工団体などにおいて、多くの女性が活躍しています。社会経済環境が大きく変化する中で、女性の活躍は一層期待されていますが、「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や社会経済条件の格差は依然として根強く残っています。

そのため、男女共同参画の意識の醸成を図っていくことが求められており、人権の尊重や仕事と生活の調和を図るワーク・ライフ・バランスの実現など、男女それぞれが持つ能力を平等に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことが求められます。

主要施策及び内容

主要施策 1 男女共同参画の意識の醸成

▶男女共同参画の意識の醸成

広報活動や教育活動を通じて、男女の固定的な役割分担意識の是正や男女共同参画社会の考え方の普及など、男女共同参画に関する情報の提供や意識の啓発に努めます。

▶人権侵害の救済

職場や地域でのセクシャル・ハラスメント^{※1}やドメスティック・バイオレンス^{※2}などの発生防止及び適切な対応に向けて、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

※1 セクシャル・ハラスメント：職場などにおいて、優越的地位や継続的關係を利用して行われる相手の望まない性的な言動又は性差別的な意識に基づく言動をいう。

※2 ドメスティック・バイオレンス（DV）：夫や恋人などからの暴力、略してDVという。パートナーに対するなくる、けるなどの身体的暴力のほかに、生活費を渡さない経済的暴力、大事なものを壊す、不快な言動をするなどの心理的暴力、無理矢理性交渉に及ぶ性的暴力など、様々な形がある。

主要施策

2 男女共同参画の環境づくり

▶男女がともに働きやすい条件の整備

男女雇用機会均等法や育児休業法をはじめとする諸制度の遵守を事業所や団体に啓発します。また、女性の出産及び育児後の再就職の支援や、保育や介護サービスの充実、ワーク・ライフ・バランスの普及などに取り組みます。

▶女性の意見の積極的な反映

各分野の審議会や委員会など、あらゆる政策及び方針決定の場への女性の登用を促進し、意見やアイデアをまちづくりに反映させていきます。

目標
指標

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
各種審議会などへの女性の登用率	9.8%	20.0%

基本施策 3 自立した行財政運営の推進

現状と課題

本町では、財政の健全化と効率的な行政運営の改革に取り組み、OA化や事務文書、申請書類の手続きなどを徹底的にマニュアル化し、事務処理の効率化を高め、職員のスリム化も図られています。今後も社会経済情勢の変化に柔軟かつ的確に対応しうる自立性のあるまちづくりを進めるために、歳出全般の徹底した見直しや既存の組織の枠にとらわれず機能を重視した行政の総合力の向上を図り、町民の意向を踏まえた行財政運営を推進していく必要があります。

また、消防、ゴミ処理などの広域事業については、関係市町村と連携し取り組んでおり、今後も、広域における地域間の都市機能の分担や、地域間の交流が促進されるように、広域行政における事務事業の共同化や連携強化を図っていく必要があります。

主要施策及び内容

主要施策 1 効率的な行財政運営の推進

➡ 施策及び事業の適正な進行管理

各種行政計画に基づき、毎年、その効果や影響の分析を行い、事業の優先度の明確化を図ります。

また、効果の薄れた事業の見直し、事業間の連携強化による相乗効果の追及、類似・重複事業の整理など、事務事業の再編及び整理、簡素化、効率化に努めます。

➡ 効率的・合理的な組織機構の整備

技術的・専門的な職務間の連携強化など、各部門間の連携のとれた総合調整機能の充実に努め、計画的に施策及び事業を推進します。

また、グループ制の機能が活かされるよう体制の見直しを行うなど、より効率的な組織機構の整備について検討します。

➡ 庁議などの活性化

地方分権・地域主権の進展に伴い、自己決定・自己責任に基づいたまちづくりを進めるため、庁議、政策調整会議など議論の活発化を図ります。

➡ 職員の育成

研修などへの積極的な参加を促進し、法制執務、政策形成、企画立案能力の向上など、職員の資質や能力開発に努めるとともに、意欲や能力を重視した適材適所の人材配置に努めます。

また、地域行事への参画や消防団員への加入、地域担当職員制度の推進など、職員の地

域への参画を促進します。

▶行政窓口サービスの向上

広報紙等で相談窓口の周知を図るとともに、ワンストップ・サービス^{※1}など効率的で利便性の高い窓口サービスの向上に努めます。また、各種手続き・申請等の電子化を推進します。

▶民間活力の活用

公共サービス及び施設の運営、維持管理などにおいて、民間委託や指定管理者制度^{※2}、PFI^{※3}の導入などを図ります。

▶財政の健全化

不断の行財政改革を進めるとともに、行政評価による予算編成及び執行、組織、定員、人事管理などの見直し、町有資産の総合的利活用、補助金等の整理合理化などにより、経常費の削減や財源の重点配分などに努めます。

また、町税の徴収率の向上やふるさと納税の促進、受益者負担の原則に立った使用料や手数料の適正化など、自主財源の確保に努めます。

主要施策

2 広域行政の推進

▶共同化と連携の推進

圏域の事務事業の共同化と連携を深め、行政運営の効率化と活性化を図ります。また、消防、医療、教育、産業、廃棄物、広域交通、土地利用など、広域的な重点課題での連携事業の強化に努めます。

▶広域行政組織の再編及び強化

事務組合や協議会など広域組織の再編及び統合について、さまざまな組織のあり方を模索しながら、長期的な視野で検討するとともに、各広域行政組織の企画調整機能や情報発信の強化に努めます。

併せて、市町村合併についても社会経済情勢や町民の意向を尊重しながら検討します。

目標 指標

項目	現状 (平成 21 年度)	目標 (平成 31 年度)
経常収支比率 ^{※4}	93.5%	88.0%
実質公債費比率 ^{※5}	12.6%	9.5%



- ※1 ワンストップ・サービス：一つの窓口や一度の手続きで相談や情報提供などに対応するサービス。
- ※2 指定管理者制度：公の施設（体育施設、文化施設等）の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることを目的として、議会の承認を受けて、行政が変わってNPO、団体、企業に管理等の代行を行わせるもの。
- ※3 PFI（Private Finance Initiative）：民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に社会資本整備を行う手法。
- ※4 経常収支比率：経常的に得られる収入（町税、地方交付税など）に対する経常的な支出（人件費、扶助費、公債費など）の割合のこと。
- ※5 実質公債費比率：一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合（3か年平均）のこと。

第5次横浜町総合振興計画

資料編

第5次横浜町総合振興計画策定作業過程

- 平成22年5月21日……………総合振興計画策定プロジェクトチーム員及び総合振興計画策定委員会委員の任命
- 平成22年5月27日……………コンサルタントとの総合振興計画策定に係る打合せ
- 第5次総合振興計画策定のためのスケジュールや方針等に係る事務打ち合わせ
- 平成22年6月21日……………総合振興計画策定に係る会議の開催
- 第1回総合振興計画策定プロジェクトチーム
 - 第1回総合振興計画策定委員会
(案件：総合振興計画策定のスケジュール及びアンケート内容について)
 - 第1回総合振興計画審議会
(案件：委嘱状交付及び総合振興計画策定の概要及びスケジュール並びにアンケート内容について)
- 平成22年7月20日……………まちづくりアンケート調査実施締め切り
- 平成22年7月21日……………役場各課へ第4次総合振興計画に係る進捗度調査依頼
- 平成22年9月21日……………第2回総合振興計画策定委員会
(案件：アンケート調査結果について)
- 平成22年9月21日・22日……………役場各課ヒアリングの実施
- 第4次総合振興計画に係る進捗度調査
- 平成22年9月30日……………各種団体ヒアリングの実施
- 漁協・農協・商工会・社会福祉協議会
- 平成22年9月30日……………第2回総合振興計画策定プロジェクトチーム会議
(案件：アンケート調査結果について)
- 平成22年10月19日……………第2回総合振興計画審議会
(案件：アンケート調査結果について、第4次総合振興計画に係る役場各課及び各種団体ヒアリング状況について)
- 平成22年11月4日……………議会全員協議会へ基本構想（案）を説明
- 平成22年11月15日……………第3回総合振興計画策定プロジェクトチーム会議
(案件：基本構想（案）について)

-
- 平成 22 年 11 月 15 日……………第 3 回総合振興計画策定委員会
(案件：基本構想（案）について)
- 平成 22 年 11 月 22 日……………第 5 次総合振興計画基本構想（案）について審議会へ諮問
- 平成 22 年 11 月 24 日……………第 3 回総合振興計画審議会
(案件：基本構想（案）について)
- 平成 22 年 11 月 25 日……………第 5 次横浜町総合振興計画審議会より答申
- 平成 22 年 12 月 8 日……………第 5 次総合振興計画基本構想（案）議会議決
- 平成 23 年 1 月 26 日……………第 4 回総合振興計画策定プロジェクトチーム会議
(案件：基本計画（案）について)
- 平成 23 年 1 月 26 日……………第 4 回総合振興計画策定委員会
(案件：基本計画（案）について)
- 平成 23 年 2 月 8 日……………第 4 回総合振興計画審議会
(案件：基本計画（案）について)

横浜町総合振興計画審議会条例

(昭和 53 年 6 月 14 日 条例第 16 号)

改正 昭和 54 年 6 月 18 日 条例第 11 号

平成 15 年 3 月 24 日 条例第 10 号

(趣 旨)

第 1 条 この条例は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 の規定に基づき、横浜町総合振興計画審議会（以下「審議会」という。）の設置及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 審議会は町長の諮問に応じ、町の総合的振興計画及び町の土地利用計画に関し、必要な調査及び審議を行うために設置する。

(組 織)

第 3 条 審議会は委員 20 人以内で組織する。

2 委員は次の各号に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 町議会の議員
- (2) 町教育委員会の委員
- (3) 町農業委員会の委員
- (4) 国又は県の地方行政機関の職員
- (5) 町内の公共的団体の役員及び職員
- (6) 学識経験を有する者

(委員の任期)

第 4 条 審委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会 長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 会長は会務を総理する。
- 3 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(会 議)

第 6 条 審議会の会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は総合振興計画の業務を担当するかにおいて処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年6月18日条例第11号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月24日条例第10号）

横浜町総合振興計画審議会委員

番号	氏名	役職名	条例区分	備考
1	橋本 光	議会議長	議会議員	
2	白糠 石博	議会副議長	〃	
3	小川 和男	総務教育常任委員長	〃	
4	澤谷 松大	産業民生常任委員長	〃	
5	岡本 進	教育委員会委員長	教育委員	
6	鳥山 慧	農業委員会会長	農業委員	
7	木村 龍太郎	横浜郵便局長	地方行政 機関職員	
8	竹林 光幸	十和田おいらせ農業協同組合横浜支店長	町内団体職員	
9	小又 三郎	漁業協同組合代表理事組合長	町内団体役員	
10	澤谷 英文	商工会会長	〃	
11	木村 勉	社会福祉協議会会長	〃	
12	小川 房子	地域婦人団体連合会会長	〃	
13	中岫 良次	老人クラブ連合会会長	〃	
14	木村 平三	民生児童委員協議会会長	〃	
15	杉山 光直	農水商青年部連絡協議会会長	〃	
16	菊池 武己	文化協会会長	〃	
17	杉山 徹	観光協会会長	〃	
18	新渡 幹夫	小中学校校長会会長	学識経験者	

横浜町総合振興計画策定委員会規程

(昭和 53 年 4 月 18 日 訓令第 3 号)

改正 昭和 54 年 6 月 18 日 訓令第 3 号

平成 元年 12 月 16 日 訓令第 3 号

平成 2 年 4 月 18 日 訓令第 2 号

平成 15 年 3 月 24 日 訓令第 5 号

平成 19 年 3 月 28 日 訓令第 9 号

(設 置)

第 1 条 横浜町の総合的な計画策定について、調査検討及び取りまとめを図るため、横浜町総合振興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組 織)

第 2 条 委員会は下記の職員をもって組織する。

- 一 副町長
- 二 課長、事務局長、室長、調整監、推進監の全員及び各課等から選出された職員若干名

(委員長)

第 3 条 委員会には委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長には副町長、副委員長には総務課長をもってこれに充てる。
- 3 委員長は委員会を招集して会議の議長となる。
- 4 副委員長は委員長を補佐し委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会 議)

第 4 条 委員会は委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長が決する。

(庶 務)

第 5 条 委員会の庶務は総務課企画財政グループにおいて処理する。

(雑 則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 54 年 6 月 18 日訓令第 3 号）

この規程は、昭和 54 年 6 月 18 日から施行する。

附 則（平成元年 12 月 16 日訓令第 7 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 4 月 18 日訓令第 2 号）

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 24 日訓令第 5 号）

この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 28 日訓令第 9 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

横浜町総合振興計画策定委員会委員

役職名	氏名	課名
委員長	新 渡 喜 広	副町長
副委員長	鳥 山 明 夫	総務課長
委員	田 中 圭 二	総務課推進監
	西 浜 敏 美	税務町民課長
	鳥 山 薫	税務町民課調整監
	柏 谷 健 児	健康福祉課長
	杉 山 保	健康福祉課推進監
	沼 口 博 喜	産業建設課長・農業委員会事務局長
	平 尾 良 信	産業建設課調整監
	菊 池 繁 実	教育課長
	竹 田 要 一	公民館長・図書館長
	永 山 勉	給食センター所長
	杉 山 敏 行	議会事務局長
	二 木 敏 彦	会計管理者
	若 佐 昭 男	消防署長

横浜町総合振興計画策定プロジェクトチーム設置要綱

(設 置)

第1条 横浜町の総合的な計画策定について、横浜町総合的計画策定委員会規程第6条の規定に基づき、横浜町総合振興計画策定プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

(組 織)

第2条 プロジェクトチームは、各課等から推薦された職員をもって組織する。

(会 議)

第3条 プロジェクトチームは、総合的な計画策定の素案について調査検討及びとりまとめを行うため会議を開催する。

(庶 務)

第4条 プロジェクトチームの庶務は総合的計画策定の業務を担当する課において処理する。

(その他)

第5条 この要綱に定めるもののほか、プロジェクトチーム運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月21日から施行する。

横浜町総合振興計画策定プロジェクトチーム

役職名	氏名	課名
チーム員	秋田 健大	各課等からの推薦職員（総務課企画財政グループ）
	菊池 和也	〃（総務課総務防災グループ）
	鳥山 庸介	〃（税務町民課税務グループ）
	福岡 幸一	〃（税務町民課住民グループ）
	深沢 重香	〃（健康福祉課健康福祉グループ）
	阿保 絵美	〃（健康福祉課健康福祉グループ）
	安部 雅也	〃（産業建設課産業グループ）
	三国 公司	〃（産業建設課建設グループ）
	秋田 和幸	〃（教育課教育グループ）
	大鹿 慎司	〃（教育課教育グループ）
事務局	田中 圭二	
〃	菊池 義規	

※横浜町総合的計画策定委員会規程第6条の規定に基づき、各課から推薦された職員は、「横浜町総合振興計画策定プロジェクトチーム」委員となる。

横 総 発 第 473 号
平成 22 年 11 月 22 日

横浜町総合振興計画審議会
会 長 小 川 和 男 殿

横浜町長 野 坂 充

第 5 次横浜町総合振興計画「基本構想」(案) について
(諮 問)

横浜町総合振興計画審議会条例に基づき、第 5 次横浜町総合振興計画「基本構想」(案) について次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ答申して下さるようお願い申し上げます。

平成 22 年 11 月 25 日

横浜町長 野 坂 充 殿

横浜町総合振興計画審議会
会 長 小 川 和 男

第 5 次横浜町総合振興計画「基本構想」(案) について
(答 申)

平成 22 年 11 月 22 日付け横総発第 473 号で諮問のありました第 5 次横浜町総合振興計画「基本構想」(案) につきまして、住民アンケート調査結果及び各団体等からの提言等を踏まえ、慎重に審議した結果、下記の意見を付して答申いたします。

記

- 1 基本構想の将来像である「人の輪がつながり、人の和が広がっていく菜の花まち、よこはま」の実現に向けて、町民と行政との協働によるまちづくりの基盤づくりに取り組むことを望みます。
- 2 総合振興計画が、より多くの町民に理解されるよう内容表現に留意し、横浜町らしさの表現についても検討されるよう望みます。
- 3 「菜の花のまち」を維持していくための施策を十分に検討し、安全で安心して暮らせるまちづくりを望みます。
- 4 第一次産業の振興が図られるような施策を検討し、町民と行政が一体となって推進することを望みます。



平成23年3月
第5次 横浜町総合振興計画



横浜町役場
〒039-4145
青森県上北郡横浜町字寺下35
TEL.0175-78-2111
FAX.0175-78-2118
<http://www.yokohama.e-shimokita.jp/index.html>

印刷/(株)ぎょうせい



この印刷物は環境に配慮し、インキには
植物性大豆油インキを使用しております。